

焚雪餘聞 第三

15
1560
11



1001
11

1001 11

1001
11



Handwritten red characters on the left page, possibly '中' and '年'.

15
1560
11

昭和
年
月
日
氏
贈

37 5553



第十二 目次

一 引導力ノ	一 水素
一 輕体ノ	一 蛋白質ノ組織
一 微分子ノ説	一 富士山ノ分析
一 分子ノ重量	一 分子ノ解
一 システム、メトリック	一 星熱ノ測量
一 塔沢近傍岩石ノ分析	一 童幼ノ成長及体重
一 澤丸ノ	一 心臓ノ働キ
一 食物ノ滋養分	一 男女發熱期
一 狂歌、發句、川柳、發句之續き	一 疑信
一 年豐燈ノ	一 段物責ノ
一 倫敦府知事改選式ノ原由並習慣	一 歐洲古代髮ノ斬方
一 斯巴爾太人ノ生活	一 埋葬に關する諸國の奇習
一 路上ノ禮	一 歐洲臺ノ
一 夷謔ノ起原	一 社會ノ不平均
一 罪人捕縛ノ統計	一 サン、ゴタード鐵道
一 朝鮮驛遞ノ制	一 朝鮮ノ兵制
一 朝鮮地方租制	一 後醍醐天皇御製、勅答
一 輸出入物品原價表	一 明治十五年來人口比較表
一 會紀沢支那論	一 式子内親王御歌
一 英人ノ迷信	一 信濃川筋沿革大略
一 西根郷ノ水利	一 登別溫泉
一 鳥ノ種類	一 陸地ノ高低
一 獨乙國實地演習對抗運動ノ起原	一 山河ノ固
一 「メロス」島ノ	一 ジガタラノ
一 Die Deutsche Gramma	一 朝鮮ニ地震ナシ

一 筑前老農林遠里氏ノ米作法	一 鷄卵保存法
一 雀ノ害ヲ避ル	一 並木ノ
一 牧畜場ノ屏	一 原野開墾策
一 家禽飼養法	一 自然人爲陶汰ノ例
一 輕体ノ	一 保護染彩法
一 類似法	一 自然陶汰成立ノ狀
一 自然陶汰ノ障碍	一 魚類も亦た睡眠す
一 猛獸ノ	一 動物ノ療治法
一 指ノ	
一 野蠻 (Barbar) 下云フ字ノ由來	一 英人ノ迷信ノ續キ
一 電信、鐵道	一 Die Fehmgericht.
一 清皇族ノ世爵	一 巴里ノ煙草店
一 獨身者ノ責任	一 埃及ノ急進
一 佛國ニ於ル獨乙ノ翫具	一 ロツセル氏非移住説
一 生産力ノ原因結果	一 商工ト農ト相待ツノ理
一 蠶種ニ由テ收穫ヲ異ニスル	一 楮木ノ
一 牛馬耕ノ	一 潮水ト花卉ノ關係
一 「モスカルデー」ノ説	一 地味ニ適スル牧草ヲ知ル簡易法
一 葡萄ノ嫩ヲ防ク法	一 堤防ノ土止
一 鉄子チ錯付カサル法	一 雪中ニ筒ヲ埋ラント欲スレハ
一 寫眞板又ハガラス板ニ代用スヘキ紙	一 麥刈器械
一 東西洋馬種改良ノ説	一 米國未開地下渡規則

Handwritten notes in Japanese and German are present in the grid cells. Some notes include the word "Barbar" and "Fehmgericht". There are also some numbers and symbols written in red ink.

Handwritten numbers and symbols in red ink, including "32", "99", and "3".

一 普天通商口岸ノ公林	一 童故ノ題昇又補重
一 米ノ重量	一 星燦ノ斷量
一 燈台ノ備	一 富士山ノ公林
一 鹽水ノ	一 登白質ノ斷燦
一 日本式ノ	一 水素

Handwritten notes in red ink at the bottom of the right page, including numbers like "0.57" and "2.00".

此の同用之供之得人キモカク貴重ノ金屬ヲ空
 費スルノ不利ヲんカ故ニ今予ニ至テ空施スル
 能ハスルニ也鉄精ヲ還スル仲ハ再ニ再四水
 蒸ヲ過シスルニ用ヒ人ニ費費ヲ減スルナリ
 軽~~物~~ノ~~リ~~
 リージウム Lithium ハ瓦斯ヲ除ク仲ハ窒
 素ノ氣ニ純チ物体ニテ「ボタース」
 ニ相類セル「リージア」Lithia ト云フ類
 ノ物体アリ所得セルナリ千八百十七年瑞典
 人アルフ・ウヰソント云人ノ発見ニ係リ其
 サハ〇・五九ナリ又硫精ニ人流物体中氣を
 毛ノニテ其重サ瓦斯ニ次リセルナリ
 コハ未ダ化學者ニ一定ノ説ヲ著見セザルモ
 ナルカトマス、ボコルニ「改番白質」ノ類アリ
 足ルニ「炭窒」ニ至ルニ比率ハ四ト一ニ
 ニヤ「一分子ト」アルナリト「類」
 セリトスレハ「た」如ク「化學物」ヲ得ルニ

蛋白質ノ類
 炭窒
 一分子ト

上ノ類

銀座 伊東屋製

分子の膨脹するに
 伴つて、その分子間の
 距離も増加する。この
 結果、物質の体積も
 増加する。これは、
 熱膨脹の原理である。
 液体の膨脹は、分子
 の運動が激しくなる
 ためである。固体の
 膨脹は、分子間の距離
 が大きくなるためであ
 る。気体の膨脹は、分
 子の運動が最も激し
 いためである。

之

銀座 伊東屋製

あり

別

分子の膨脹するに
 伴つて、その分子間の
 距離も増加する。この
 結果、物質の体積も
 増加する。これは、
 熱膨脹の原理である。
 液体の膨脹は、分子
 の運動が激しくなる
 ためである。固体の
 膨脹は、分子間の距離
 が大きくなるためであ
 る。気体の膨脹は、分
 子の運動が最も激し
 いためである。

分子の膨脹するに
 伴つて、その分子間の
 距離も増加する。この
 結果、物質の体積も
 増加する。これは、
 熱膨脹の原理である。
 液体の膨脹は、分子
 の運動が激しくなる
 ためである。固体の
 膨脹は、分子間の距離
 が大きくなるためであ
 る。気体の膨脹は、分
 子の運動が最も激し
 いためである。

8
お
ル
シ
テ

星熱の測量

記事抄 七枚目

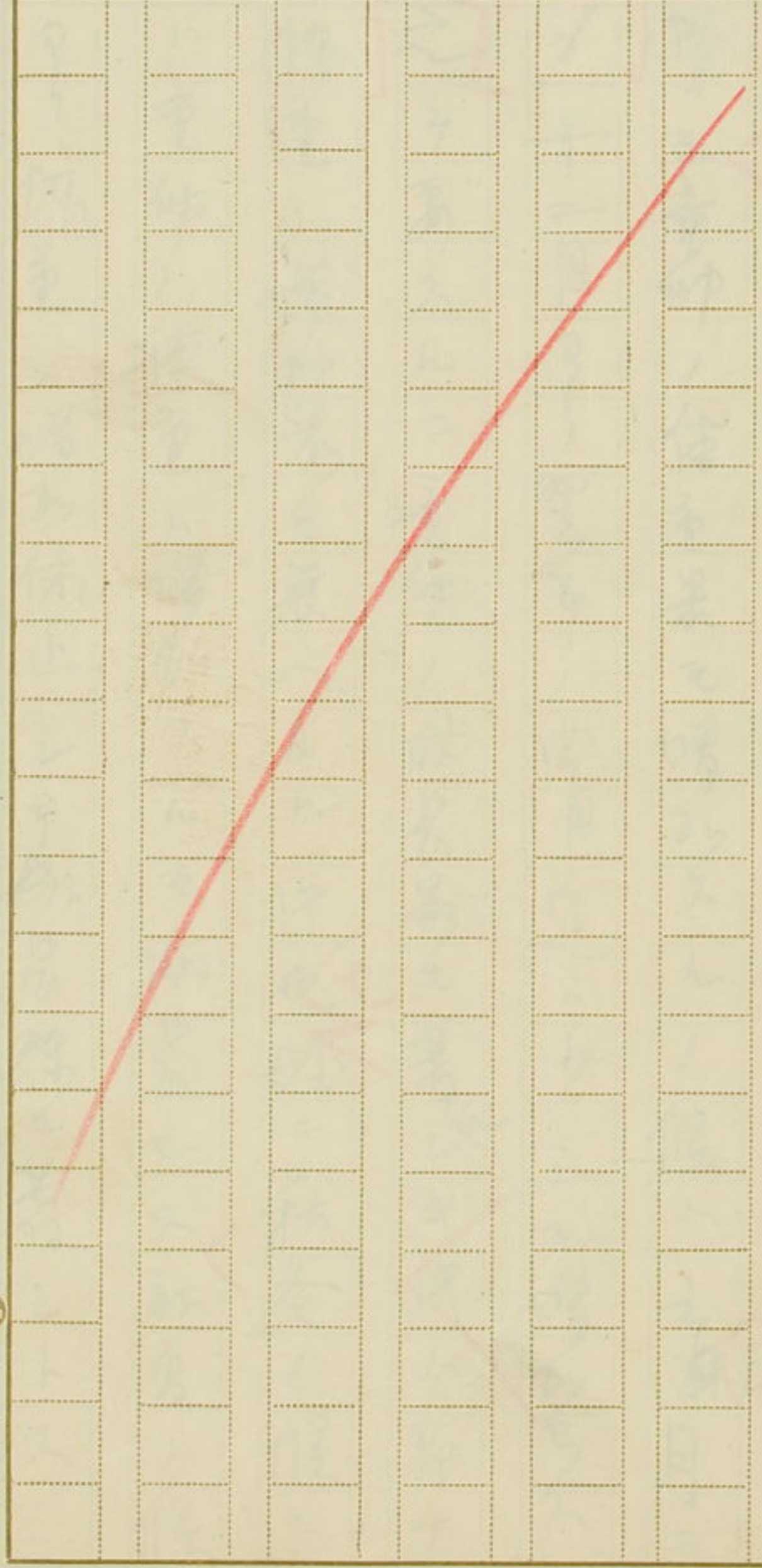
星ハ我々太陽の如きもの小て其熱ハ天地間の虚
 空を温め地球も幾何かの熱を與ふるもの
 ありといへ古來星學家の説及ぼせる所亦れども
 唯た十分の器械亦きか為め未だ曾て其熱度を
 實測せる者ありたり然る小近年電氣寒
 温計(電氣を積貯へて寒温を計る器械)とて
 氣候寒温の小變化を精細小測り得べき新器械
 の發明ありしより彼の星熱の如きも遂小之小
 依て測り得らるゝ小至れり星熱を測る小此新

器械を用ひんと最初小思ひ立ちしハ英國の天
 文家ハツギンス氏亦る小氏ハ唯た此種の精密
 する器械を用ひれハ星熱を測り得べき者あり
 との事を示せる迄小て未だ其の成績を擧ぐる
 小及ハすして已みたり次て英國グリニツチ
 天文臺附の天文家ストン氏ハ右の器械小一
 層の工夫を加へて星熱を測るとを研究し遂小
 アーケチクス及ヴエガニ星の熱度を測ると
 を得たり左れハ星の地球小與ふる熱度の器械
 の力小て測り得へしと、事を看破せしハ

伊東屋製

ルビ 80

キンス氏亦も初めて之を實測し得たるの功績ハストーン氏ハ歸すべきものあり氏の實測
 小アークチラス星ハ恰かも距離四百ヤード
 (凡ソ我ニ百間)の所ハある三インチ(凡そ
 我ニ寸)立方の熱湯均しき温熱を地上の一
 物体ハ與ヘザエガ星(冷淡の光輝を發する者
)ハ其光輝亦も推知せらるゝ如くアークチ
 ラス星の三分の二の温熱則チ距離六百ヤ
 ド(凡そ我ニ百間)の所ハある三インチ立方
 の熱湯同様の温熱を與ふる者ありと云へり是
 小由て之を觀るハ星色の濃淡ハ其熱度ハ關係
 を有し色の濃くして光輝の強き者ハ熱度高し
 色の淡くして光輝の弱き者ハ熱度低きと案
 せらるゝあり



伊東屋製

9 以下

<p>第一 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る 時 は 其 の 後 も 一 時 休 止 す る</p>	<p>ハ 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る 時 は 其 の 後 も 一 時 休 止 す る</p>	<p>体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る 時 は 其 の 後 も 一 時 休 止 す る</p>	<p>之 の 後 も 一 時 休 止 す る</p>	<p>十 二 月 の 時 に 一 時 休 止 す る</p>	<p>第 三 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>止 ま り 又 其 の 後 も 一 時 休 止 す る</p>	<p>第 二 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 一 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>ハ 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 一 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 二 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 三 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 四 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 五 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 六 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 七 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 八 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 九 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>	<p>第 十 種 の 体 重 の 増 加 は 休 止 し て 了 る</p>
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

SiO ₂ = 48.97
Al ₂ O ₃ = 22.91
Fe ₂ O ₃ = 4.81
FeO = 4.02
MnO = 1.08
CaO = 13.44
MgO = 3.78
K ₂ O = 0.34
Na ₂ O = 1.29
H ₂ O = 0.49
P ₂ O ₅ = 0.20
100.32

塔澤近傍石灰石の分析 (化学士肥田等)

銀座 伊東屋製

ルノ情分リ乾酪及ニ肥豚ノ肉ニ亦多量ノ滋養
 的アリ魚類ハ肉類ニ比スレハ及ハカレテ遠ク
 全量ノ五割ヲ保ツカ厚例ナレ其魚類ノ肉ニテ
 毛油等アリ尤モ多クハ塩漬ノ鯉魚ニ最モ少
 ナクハ此類魚也又ハ心ハ水アリ保ツテ多ク令
 骨ノ三割ニ外ノ至五割ハ多クニテ之ヲ煮スル
 粉類ハ九割ノ至一割ニ外ノ多クアリ此等ハ筋
 肉ヲ増カスルト少ク脂肪ヲ増スル多クニ
 及ハ只燕麥ニハ筋肉ヲ増加シ脂肪ヲ増加スル
 一多カクサレモ食料中モ穀類ノ少ク
 滋養的ノ及キモノ分ルヘシ馬鈴薯ハ多ク
 シメ筋肉ヲ増カスルノ力極メテ少ナレ
 男女共ニ
 婦人ノ卵巣ニハ通常三十餘ノ細胞体アリ其大
 サ小サヤ夏ノ如ク冬胞ニ白液ヲ含ミ一粒ノ卵
 其中ニ浮揚ス其大サ針頭ノ如シ此卵管内時ニ
 爲シ夫レ者ニ卵ノ天癸初メテ降りテ
 年ニ至ル迄月ヲ逐フテ此卵ニ成熟シテ
 一ヶ月一個出ス卵其成熟シテ
 銀座 伊東屋製

お力

単子辞、刺以管ヲ過キ子定ニ校位スルヲ執白
 向男子ノ精虫ノ束ルヲ待ツ精虫束レハ速ニ之
 ヲ抱養ニ入ル人十日ヲ待養女子十日ヲ待
 卵ノ子定内ニアハ薄膜ノ為ニ拘留セラル
 十レハ薄膜弛緩スルニ至レハ作中ヲ辞去テ次
 月ノ經期ニ至リ新卵ノ至ニ出ルニ此レハ胎
 孕スルヲ十レ健康ノ婦人ニ於テハ卵ノ子定ニ
 滞留スルヲ一週日ノ至ニ週日也トス或ハ十五
 六日ノ久ルヤヲ保フヲモアハ十レト大概八月
 經後七日ノ孕ニ慢セスルヲ月經通流後熟卵
 ノ子定ニ校位スルヲ當テ婦人ハ大ニ情慾ヲ
 爲レテ強盛ニ強盛ナル感覺ヲ生シ男子ニ邂逅
 セニテヲ執フ是レ他ノ節物ニ於テ交施ノ期ト
 同ニヤト也故ニ婦人ノ方ニ於テ人毎月經後
 一週ノ、養熱ノ期アリテ其時ニ男子ニ逢ハハ
 胎子スル管ナレバ胎子ニ至テ養熱ノ定期アハ
 故婦人ハ毎月一週妊娘方ヘテ期アハ男子ト
 同ノ時ニ休ナレハ胎子スルヲ十レ
 男子養熱期ハ年終ニ出テ毎月異レリ今之ヲ
 記ス

銀座 伊東屋製

二
行
中

別

別

世の中をなぐり
ちまと思へ
ふらくして

セテ他日天候ノ
事漫クマフ

女ノ如キノ理
了んて知ん可
クサレハコトニ
裁

レ論中ノ一節
ナリ

女ハ且ク評者
ニ其氏ノ人ト
新限論ト題
又ノセ

スル
ナリ

ナリ
此期ト女子
ノ著者ト令
期スレハ胎
孕

女ノ表ニ由
テ男子ハ毎
年必死危者
也ノ期ナリ

替
ナリ

三十一歳以下
男ノ平均
年齢ハ一
月八日

十四歳
十五歳
十六歳
十七歳
十八歳

二十歳
二十一歳
二十二歳
二十三歳
二十四歳

二十五歳
二十六歳
二十七歳
二十八歳
二十九歳

三十歳
三十一歳
三十二歳
三十三歳
三十四歳

三十五歳
三十六歳
三十七歳
三十八歳
三十九歳

四十歳
四十一歳
四十二歳
四十三歳
四十四歳

四十五歳
四十六歳
四十七歳
四十八歳
四十九歳

五十歳
五十一歳
五十二歳
五十三歳
五十四歳

五十五歳
五十六歳
五十七歳
五十八歳
五十九歳

下

聲

不記

發句

今

いかにあつたか

あつたか

見

陸奥の信夫の里を 登嶺して足を急ぐと 延

花あらしさくらん 花のをけおの月 婿係已一

明日や 花あらしさくらん 花のをけおの月 婿係已一
夕立や 雨をきぬめくくの 淋しい
木のこゝろ けいねい くらげ
鐘のけいねい けいねい けいねい
春の想は さくらん 花のをけおの月 婿係已一
花をきく 花のをけおの月 婿係已一
春の想は さくらん 花のをけおの月 婿係已一
急さ心は 折あらしさくらん 花のをけおの月 婿係已一
よろひのこゝろ けいねい けいねい けいねい
花あらしさくらん 花のをけおの月 婿係已一

銀座 伊東屋製

干

頭
枕

那蘇紀日也
86和

十吉ノ故リ嫌ニ記
分蘇蘇武初辰
堂ニ在リ人
那ニ當ル故也

一 乾井ヲ出ルニ左足ヨリ津ヲ入レハ終日快ニシ

一 六足ヨリスレハ穢嫌ワロシ (独)

一 窓ノ外ニ彩ヲ早見レハ侍人来ル (和)

一 守備日ニ初メシ豆葉ハ終ニナラス (独)

一 日曜日ニ生カスレハ旅リニ障リテリ (英)

一 十三人ノ行及ヒ内合スレハ其中ニ走ツ一人死

スルモノアリ (歌)

一 七人ニテ旅リス可ラス (和)

一 早朝早湯ニ熱ヲ感スレハ其夜眠ル可シ (和)

一 食中 食器ヲ過テ落セハ食変ヲ中止ス又食ヲ

可ラス (福太郎)

一 除夜ニハ鯉魚ヲ來酒ヲ以テ煮テ食フ其腹中

ニ卵ノ數ヲ食ヒシ者程翌年ニ福ヲ得ル

多シトス (独)

一 除夜ニハ杖葉ヲ焼テ之ヲ喫クニヤリテヤク

(兼)ノ意ニシテフムガト名ヲ食フハ年ヲ積

ムノ意ニシテ汽餠ヲ食フハ其所以テ知ス (和)

一 夜半十二時ニ雷鳴スルハ其日再ニ雷鳴ノ徴

ナリ (独)

一 年ノ巳ヲノ掃キテアレハ新クニシテク

銀座 伊東屋製

徴ナリ (独)

一 マリエニ、タク = 雨フレハ後六通了書留ス (独)

一 除夜ニ靴ヲトキ ~~水~~ 中ニ流シ其形ニヨリテ

縁誤侍人ヲ任フアリ (独)

一 除夜ニ上靴ヲ手ニモテ念ノ入ニ ~~外~~ 靴ヲム

イテ五ヶ上靴ヲ履テ越 ~~又~~ 投ケ念内ニ入レ

ハ次年中ニ配保ヲ得ルノ徴トス (独)

一 壁ニ「アムフ ~~ア~~ ~~ハ~~ ~~ト~~」ヲ書キシ紙ヲ張付ケ

書クマツ目ヲトケテ走リ付之ヲ指ス ~~也~~ 其指

セシ ~~字~~ ~~コ~~ ~~ヨ~~ 配保トナル人の取寄ナリ (独)

一 鼠舟ヲ去ルハ其舟沈没ノ徴ナリ (独)

一 家ニ鼠居ラスナレハ其家新築或ハ火災等ノ

要アリ (独)

一 聖堂出ル年ハ葡萄ノ豊年 ~~也~~ (独)

一 聖堂出ルハ新築ノ徴 ~~也~~ (和独共古武惣像)

一 瓜置表ノ向ニ四隅ニ鏡ヲヒカヘテ四人坐シ

テ暗鏡照ル ~~也~~ 寓刻ニ至レハ伏ス何者カ鏡

而ニ靴ハルハ ~~是~~ 其身ノ成行ナリ (和)

一 虚言ヲ吐ケハ鼻頭カユニ (独)

一 一度ニ三本ノ燧燧ニ火ヲ集セズ (三神合傳)

銀座 伊東屋製

取事書也

12お
9日

子 不夕十カレロ、マメノハトマレ (信人流)
 出匠止レト云テ意
 豊全焼 二倍武多ト云書ス其名ノ末ル也ヲ知
 うス (前存連) 身
 段物積ノ下
 徳川氏ノ末世ニ當テ人綱絶業レ奸佞ノ者中流
 三横ハフテ下流上ニ置セズ將軍モ唯彼任町ル
 ノニナリシカ將軍ノ如クナレハ政故ニ雲
 んノナリテカスカスカセテ入日ニ深意ニ在テ
 婦女堂匠ト録レハ、ノニ隨テ縮緬ノ榮盛ニ行
 レカ中ニモ段物積ノ下ナリコト仙石政國氏
 (西宮藩旧知吏) カ當時將軍ニ仕ヘ日警セシ
 ニカモ笑フニ堪ヘらんニナリトテ語サレ
 二ナリナリ將軍ノ近臣ニ親アムモノトナナ
 又トナリコトハ云テ近ニナリトテナリナリ
 ト其カモ親スんモノヲ故意ニ以費ニ他者ニ
 命ニ付ハ何々ノ勤メヲ怠リタリトカ何トカ
 實ヲ設ケ段物積ニセ日ト云フ生命アムヤ其親
 者ヲ申ニ、原由ヲ次テ之ヲ體ヲニ外ヨリ殺シ

銀座 伊東屋製

6月

8月

改定

倫敦府知事改選式ノ原由並ニ習慣

築する小倫敦府の創立ハ其年代頗る久しく古
昔羅馬の盛なる時代ハ於テ始めテ小都を形づ
くり名けてロンドンユト云ハ後チアングロサ
クソンの朝ハ至リ漸ク大都を成シ有名なるア
ルフレッド王、力を盡シテ之を修營セリ現今
存在せる古城ハノルマンチーの始祖ウイルア
ムの創築ハ係リ子孫世々相継いで此ハ居れり今
日シチーと唱へテ商賣製造最も阜盛を極むる
の場所ハ即チ此舊都ナリ五六十年以來電信、
鐵道、汽船等各種便利の發明ありテ各地の交
通俄ハ繁劇を加ふるハ隨ヒ商賣工業益々繁昌
シ倫敦の繁華日ハ増シ進歩シ一千八百年の初
ハ僅ハ九十五万と聞ハシ人口も今は幾ん
と四百万と云ハ至れり此四百万の人民ハ生
活せる世界第一の都府ハ之を總稱シテ倫敦ト
云ハトハ雖モ其中種々の區別ありテ各部の關
係一樣ナラハ就中夫のシチーと稱する一部分
ハ前述せる倫敦の最舊都ナシテ府の東部ハ位
シ地積僅ハ二百四十町人口亦た二十万を越

伊東屋製

8
お
あ

別

へたる小區域亦れども此一區不限り古來一種
 の特権を有し嚴然他部と相別不れり尤も此一
 部ハ工商最も盛大の都市にして云ハ、倫敦の
 目貫亦れハ豪商大賈甚だ多く古ハより各商各
 エいつれも其類ハよりハ會社を結び同盟を立
 て其業を營む之を名けてコルポレーション
 とハ云ふなり而して其各個同盟結社の極ハ遊
 小全府一體の結合を成し自治の特権を掌握し
 て立憲政体以外ハ一種の小共和國を現出す其
 市政の制度ハ純然たる中古の遺習にして毫も
 改め變ずる所なく千八百年代の季、文化日新
 の今、ハ至り頑然舊習を株守して文明の中心
 、世界の洛陽、と呼ぶるハ大英王國の大都會
 ハ依然たる中古封度の餘風を存するハ不思議
 と云ふも餘りあり

別
 扱ハ此の別天地亦る小共和國を支配する大統
 領ハ即ち市民より公選せられたる知事其人ハ
 して其権力の重大亦る幾んど大宰相の右ハ出
 つ四五年前までは市中の出口ハ一大關門あり
 乙知事其鍵を預り居り尋常官民ハ云ふも東亦

伊東屋製

6月 23日 夜

8月 20日

高野新築の事ハ
 ルトホリトシテ
 電氣も上り下り
 街ノ法度ニ依リ大
 法度ノ事ニテ官制
 シテモリマシ
 ハワシ印ナリ
 條々又車ノ國
 内ノ事ヲ
 行ハルニ官電
 ルナリ備メテ各
 山車ノ出立渡
 衛兵等ヲ以テ師
 範ニシテハ新
 大官制ヲ以テ
 知事ノ任内ノ
 紳士ヲ以テ選
 任シテ各官制
 法度内ノ法度
 上ノ法度ヲ以テ
 意ヲ以テカシ
 トメテ期ヲ待
 たり

リ威権赫々たる國王陛下と雖も知事の許可を
 得ずれば安ら不出入するを許す前年今の大
 法廷新築の舉ある小際し此開門ハ取り壊がさ
 れ今ハ其痕を存せむと雖も知事が掌握せる特
 有の権勢ハ毫も前日ノ異ふこと亦た以
 て其権勢の洪大なるを想見可し
 知事の選舉ハ如何なる手續によらずと尋ぬる
 不其法大畧下の如し。凡そ此三チ一内ハ住居
 せる商工人の五分一ハ市政委員 (Municipal
 コウシニル) を選舉するの権あり此の委員の總
 數二百の六人あり概ね有名なる豪商中より推
 選せらる此委員中より更らふ二十六人の市長
 を撰び市長中より知事を選舉するを法とす擬定
 ハ毎年十一月九日を以て期日とし一年毎ハ
 之を改選す此日ハ新舊交代の當月にして壯麗
 なる行列を整へて府内を練り行き市廳に臨び
 任免の式を行ひ夜ハ盛大なる宴會を備へて新
 任を祝す是れ府知事撰擧手續の概畧なり

伊東屋製

ニルビ
ツビ
ん
下傍

8
お
ル
ビ

5
歐洲古代髪ノ斬方

昔時佛國にてハ頭髪を長く延し得る者ハ國王
 及ビ王族ノ限り一般ノ臣民ハ國王ノ對して忠
 順ノ意を表する為メ頭髪を短く剪み斬らねハ
 亦ラぬ習慣アリ此ノ習慣ハ久々しく行ハれ居
 リキ降て七百年代ハ初めて小兒ノ頭髪を斬
 る時ハ然るべき身分ノ人ハ依頼して之を鋏
 又斬らしむるノ習慣起リ専ラ佛國上流社會ハ
 行ハれたり一千九十年ハ至りては頭髪を長
 く延すとハ宗法ハ於て痛く之を禁し長髪ノ者
 ハ生前ハ寺院ノ參詣するを得ず又た死後ハ
 讀經ノ惠みを受る能ハざるよと亦れり左レハ
 シヤレマン帝父子ハ最も短く頭髪を斬
 リチヤレスセ、ボルドは悉く頭髪を剃リ
 落すオ至れリヒコ、カパツトノ時代ハ宗
 法ハ長髪を忌むト甚しく若し頭髪を長
 く延す者アレハ直チ之を破宗したり又チ
 ヤレスセ、ヤンクノ如キモ同しく頭髪を
 極短かくし爾後數代向ノ佛國王ハ皆亦此ノ例
 小從ヘリ

伊東屋製

ル
左例
右例

別カ

頭髪を斬りて軍神 <small>いさがみ</small> お捧 <small>さ</small> けたるとあり	十井 <small>じ</small> 又皇后 <small>こうご</small> の如 <small>ごと</small> きハ帝 <small>てい</small> の凱旋 <small>がいせん</small> を祈願 <small>きんげん</small> する為 <small>ため</small> め	願 <small>のり</small> の為 <small>ため</small> めハ頭髪 <small>エチ</small> を斬り去るハ習慣 <small>かじ</small> ありてべレ	の習慣 <small>ふらはし</small> あり埃 <small>エチ</small> 及 <small>お</small> ても古代 <small>ふるほ</small> ハ哀悼 <small>かなしみ</small> 若 <small>ごと</small> くハ祈	頭髪を斬りて之を死 <small>し</small> 体 <small>たい</small> 若 <small>ごと</small> くハ墳墓 <small>ふんぼ</small> の上 <small>うへ</small> ハ載 <small>の</small> する	ハ死者 <small>しや</small> ハ對 <small>たい</small> して哀悼 <small>かなしみ</small> の意 <small>い</small> を表 <small>あらわ</small> す為 <small>ため</small> めハ我 <small>われ</small> ハ	毛 <small>け</small> をふして頭髪 <small>かみ</small> を飾 <small>か</small> る風俗 <small>ふうぞく</small> あり又 <small>また</small> ハ希臘 <small>ギリイキ</small> ハ	古 <small>こ</small> 代 <small>だい</small> の希臘 <small>ギリイキ</small> 人 <small>ひと</small> 及 <small>およ</small> び羅馬 <small>ローマ</small> 人 <small>ひと</small> ハ天然 <small>てんねん</small> の髪 <small>かみ</small> の外 <small>ほか</small> ハ附 <small>つけ</small>
---	---	--	--	--	--	---	--

以下
9月
お

歐洲の教育の軌跡

事考の記述

斯巴爾太人の生活

スバル太ハ一ノ講武場ナリ又一ノ陣營ナリ市
 民ハ即チ常備兵ニ變テレハ直ニ出陣
 スルノ準備ヲ常ニテ久シク進軍ノ準備ヲ
 及トシテ常ニ講スルハ武変ノミナリ云フニ
 及ハス常備兵ノ分業トシテ皆常ニ習合スル
 ナリスバル太ノ人民ハ二十歳ヨリ軍隊ニ編入

サル、ナレハ官軍ハ家ニ非ス令當ニ赴イテ兵
 ト同合セサシ可ラス若シ此義學ヲ修スル者
 ナレハハスバル太ノ軍ニ屬スルヲ欲スル兵
 ヲ勤ムルヲ欲セムト云フナリ云フスルナリ
 又此ノスバル太ノ人ニ於テハノ確ヲ失フナリ
 又此ノスバル太ノ人ニ於テハノ確ヲ失フナリ
 ナレハハスバル太ノ軍ニ屬スルヲ欲スル兵
 ヲ勤ムルヲ欲セムト云フナリ云フスルナリ
 又此ノスバル太ノ人ニ於テハノ確ヲ失フナリ
 ナレハハスバル太ノ軍ニ屬スルヲ欲スル兵
 ヲ勤ムルヲ欲セムト云フナリ云フスルナリ

銀座 伊東屋製

129
本。

此子煎胡椒又ハ塩ヲ以テ味ヲ付ケル汁ヲ以
 テ之而人皆之ヲ好ムルハ一ノ人トスル
 日ノ割烹力ハ一トシテスルノ一五ニ云ヒ
 如ク撃刺ヲ以テ一歩ノ後之ヲ有スルハ味
 也ト云ヒ之ヲ以テ知ルヘシ運汁ノ外ニ大麥
 麵包並ニ葡萄酒ハ適意ニ味ヲ一ニ食好ニ乾
 椒椒無花果等ノ類ハ餘科ヲ供スルノ類ハ
 麵包ハ一人ノ一日ノ持テ来ルノ力ニ對シテ
 此類ノ供テモ一日ノ持テ来ルノ力ニ對シテ
 等ヲ加ヘラズルハ麵包思因香肉或牛豚等ノ如
 ク歎因ヲ供スル時ノ如ク其例也食止看酒杯
 ノ交互ニ飲ルハ常ニ其酒を以テ酒ヲ以テ各
 杯ヲ飲ルルハ又ハ他人ニ對シテ其健味ヲ
 以テ飲ルハ其酒を以テ飲ルハ其酒を以テ飲
 一ト大群ハ其酒ヲ以テ飲ルハ其酒を以テ飲
 後ハ皆暗視ト爲セ火ヲ以テ飲ルハ其酒を
 律ノ酒中火ヲ持テ以テ飲ルハ其酒を以テ飲
 日ルヒノ言ニ云レハ此法ハ暗視ニ對シテ力
 ルカおニ殺ケルハ也ト云ヒテ其酒を以テ飲
 伊東屋製

片子

12お
9お

お

人ハ皮限ニ作サレリ
 又御佛上ノミトス又政界上ニモ此存官ノ御
 考ス下ニシトス何トテハ之ニ由リ人民蜂起
 如ク其皇ニ相視ハ一念ヲ生シ各角其金代ノ年
 運ノ如ク感也シハ各人一箇トスルハ同胞一般
 ノ安寧ヲ求メシハ心ノ自由トナシ方日ヨリ考
 べレバ此御系ノ教育ヲ省トスルヲ以テ類ハ蘇
 格ニ~~ハ~~官吏ノ如ク又其日臨臨十ヲサレハト
 思ハ~~ハ~~官階ノ之ニ及~~ハ~~殿~~ハ~~性業ヲ尽セ~~ハ~~又
 不~~ハ~~ル~~ハ~~人ノ滑稽ヲ好ミ又地口ノ如クヲ喜ビ
 之ト云フ~~ハ~~法家~~ハ~~十~~ハ~~カ~~ハ~~ル~~ハ~~ガ~~ハ~~ノ~~ハ~~如~~ハ~~ク~~ハ~~其~~ハ~~日
 滑稽~~ハ~~家~~ハ~~也~~ハ~~シト云フ~~ハ~~70~~ハ~~ル~~ハ~~日~~ハ~~ル~~ハ~~也~~ハ~~云~~ハ~~フ~~ハ~~リ~~ハ~~カ~~ハ~~ル~~ハ~~ガ~~ハ~~
 滑稽~~ハ~~十~~ハ~~年~~ハ~~生~~ハ~~居~~ハ~~ニ滑稽~~ハ~~ヲ~~ハ~~加~~ハ~~ヘ~~ハ~~シ~~ハ~~ハ~~ハ~~恰~~ハ~~モ~~ハ~~油~~ハ~~コ~~ハ~~キ~~ハ~~料
 唯~~ハ~~ニ~~ハ~~香~~ハ~~料~~ハ~~ヲ~~ハ~~加~~ハ~~ヘ~~ハ~~シ~~ハ~~カ~~ハ~~如~~ハ~~シ~~ハ~~ト~~ハ~~而~~ハ~~又~~ハ~~官~~ハ~~吏~~ハ~~語~~ハ~~ス~~ハ~~ル~~ハ~~如
 皆~~ハ~~御~~ハ~~法~~ハ~~上~~ハ~~ノ~~ハ~~7~~ハ~~十~~ハ~~ニ~~ハ~~笑~~ハ~~也~~ハ~~又~~ハ~~笑~~ハ~~談~~ハ~~ヲ~~ハ~~交~~ハ~~ヘ~~ハ~~テ~~ハ~~口~~ハ~~ヲ
 ト~~ハ~~フ~~ハ~~ル~~ハ~~ノ~~ハ~~嘲~~ハ~~ヲ~~ハ~~サ~~ハ~~シ~~ハ~~シ~~ハ~~又~~ハ~~無~~ハ~~書~~ハ~~ノ~~ハ~~誹~~ハ~~語~~ハ~~ハ~~ハ~~人~~ハ~~ノ
 洋~~ハ~~不~~ハ~~笑~~ハ~~ニ~~ハ~~大~~ハ~~ニ~~ハ~~笑~~ハ~~ヲ~~ハ~~買~~ハ~~ニ~~ハ~~足~~ハ~~ル~~ハ~~ニ~~ハ~~其~~ハ~~有~~ハ~~官~~ハ~~ニ~~ハ~~淋
 3~~ハ~~ニ~~ハ~~ト~~ハ~~ス~~ハ~~ル~~ハ~~中~~ハ~~ハ~~ハ~~側~~ハ~~子~~ハ~~之~~ハ~~ヲ~~ハ~~刺~~ハ~~シ~~ハ~~止~~ハ~~ム~~ハ~~其~~ハ~~人~~ハ~~モ~~ハ~~子
 福~~ハ~~子~~ハ~~之~~ハ~~ヲ~~ハ~~お~~ハ~~サ~~ハ~~ス~~ハ~~類~~ハ~~ん~~ハ~~申~~ハ~~和~~ハ~~ニ~~ハ~~其~~ハ~~日~~ハ~~ヲ~~ハ~~送~~ハ~~ん~~ハ~~也~~ハ~~官~~ハ~~堂
 二~~ハ~~ハ~~ハ~~ル~~ハ~~ニ~~ハ~~海~~ハ~~ニ~~ハ~~志~~ハ~~是~~ハ~~戸~~ハ~~ヲ~~ハ~~指~~ハ~~ク~~ハ~~云~~ハ~~フ~~ハ~~一~~ハ~~官~~ハ~~申~~ハ~~ハ~~ハ~~誤~~ハ~~話
 一~~ハ~~官~~ハ~~モ~~ハ~~戸~~ハ~~外~~ハ~~ニ~~ハ~~持~~ハ~~出~~ハ~~ス~~ハ~~勿~~ハ~~レ~~ハ~~ト

9本
9本
お

英 講 起 原
 推古天皇、九年三月聖德太子始乎市ヲ設ケ商
 賣ヲ教ヘ至フ此ノ時皇子孫ノ輩ニテ南宮鎮守ト
 至至フニ其ノ事ナリ
 社会ノ不平均
 社会ノ不平均ヲ印シテ
 社会ノ不平均ヲ印シテ

6本

伊東屋製

8本
お

後方間も亦此ノ流行ハ忽チ海峡ヲ越ヘテ英
 國小入り上流社会ノ人々ハ多く之ヲ着用スル
 事トナレリ女王アン子ノ治世中ハ内閣ノ大臣
 府縣ノ知事、貴族、僧正ヲ始め其他民間小
 ても然ルベキ身分ノ人々ハ孰れモ髪ヲ着ケ居
 たる事トシテ其頃ノ學者亦トノ畫像ヲ見ルモ概
 々皆赤髪ヲ着用セサルハ亦シ而シテ此ノ風
 習ハ本世紀即チ千八百年代ノ初め頃までハ廣
 く英國ノ上流社会小行ハれ居タルモノナリ

以下
お

七三 宿因ハ甚ク及中ニ最モ著シク凡ハ内
 地ノ氣味候也ト内地ハ東道近傍ニアリテ其味ノ
 新ニ中ノ一極重ニ富ミ人ノ食料ノ如クモ隨テ
 養テリ是カ由ニ人ノ集リ集リテ頗ル多ク
 ハサニモ富アリ地ノ此無熟ノ人ニ供ク
 能ハス隨テ富實ノ差ヲ生シ勞働者(貧者)ハ常
 カク養ルニ苦レリ可ク賃銀ヲ終下シ其多利ノ
 貧者力安價ノ賃銀ヲ以テ儉チテハ皆少額富
 者ノ利トナリ富者益ス富ニ貧者ハ益ス貧ト
 ナルニ至ル富者ハ又坐利ヲ任ケレハ能ク地
 ニホクハ所アラトスルモ時ト金ニ富メハ思
 ヒテ終ニスレテ少クシ之ニ及シ貧者ハ益ヲ
 勞働外ニ心ヲ用フルノ暇ナキニ至リ富者ハ
 此ニ於テ金力ト智力トヲ兼有シ又此ニ力ヲ
 ヲ用テ極力ナシメテ生シ富者ヲ壓制ス
 ンニ至ルモ貧者ハ如何モ不可ク是ヲ非常
 ニ托命ノ差等ヲ引起スニ至ル是レ唯ニ所ホノ
 旧態ノ之ヲ下ス各異邦云ノ状況也ノ如ク十
 三廿八ト

229
お

落下

別

り	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
	七百二十一萬六千六百九十	七百九十九萬三千三百	八百六十五萬八千七百一	八百七十一萬三千三百	八百八十七萬三千三百	八百九十七萬三千三百	九百零七萬三千三百
増加
減少

先鋒道
...
...
...

学藝雑誌

伊東屋製

29
50

朝鮮のハ國内各地ニ驛站ヲ設ケ專ラ驛運ノ事ヲ掌ルニシテ其驛之大小ハ道ノ遠近ニ依リテ定メテ大驛ニハ察訪ヲ遣キ驛道ニ至小驛ヲ兼管セシメ民衆訪ハ兵曹衙門ヨリ之ヲ點檢シ賞ニ罰官ニリ郡守ヲ令ト限ルトシテ驛道ニ直ニ令テ監司ニ聽クト云フ此驛ハ各郡縣ニ平均ニ設ケテ凡ソ驛ノ大小驛站共ニ驛丁アリ所謂令驛ナリ令驛トハ官家如隸ト云カ如シ此驛丁ハ人々之ヲ身ニ奉ズ小之ハ婿も夫に長兄アリテ其驛ノ事ヲ掌ル也ト云フ其血統ハ永ク傳レ所時ニテモ士族大族アリテ其妻孥ノ如隸ニセラルハ此驛丁ニ驛人セラル而テ驛丁ハ如隸ヲ要ス及ヒ之ヲ臣下ニ具ヘ稱スルハ此驛丁中ニリ此ハテ常トス驛丁ハ各々驛ヲ守ル各戸ニテテ毎半若干ノ給料ヲ俵進シ郡縣ヨリ与ヘ且ツ別ニ秋田アリ官程ヲ急ニ驛丁ヲ自ラ耕シ以テ衣食ニ供セシム而テ其報トシテ驛丁ハ各戸ニ馬一次ヲ飼養シ平時ハ官吏ノ巡回布令ノ送達ニ其馬ヲ使テ其時ハ軍糧運送ニ從事スト云

朝鮮驛道ノ制

察

伊東屋製

9
日本

86
日本

明治十五年

下ノ一ノ年々ニ増加スルモ其後漸及ビ
 留人定額アリテ増減セズ故ニ改定中ニ改
 訂編纂スル再集全ク之ヲ創纂セズ且ツ改訂ノ
 係度ヲ得ザルアリ左レ共母貝籍ヲ急セズ唯
 若干籍ヲ納ルルハ其身ヲ贖セ奉ルルヲ得ヘ
 今春朝鮮政府ハ布告ヲ出シ所有奴隷ハ其
 年内トナシ子孫ニ及ボザルベシ也
 此布告々其籍ヲ免カレサ由案訪人其所在郡
 署ヨリ若干ノ知事ヲ受テ出ツ歌丁ヨリ歌由所
 得ヲ負リテ其宛利トス故ニ亦人々喜ンテ任ス

井上角五郎朝鮮紀行日記

朝鮮ノ兵制

兵制ニテハ古来ハ兵ヲ農ニ常レテ一民ヲ兵テ
 法度トスサレ其兵ニ募ラズ其後ヲ急ス
 ンカ者々布一匹ヲ定メ納レシム之ヲ軍布ト稱
 之命々使ス之ヲ納ルルニ漸次一變々各々
 不若干額ヲ徵收シ之ヲ集メテ布ヲ買ヒ其兵
 二完テ兵曹衙内又ハ兵營ニ納ルルトナレ
 即チ水原府領ノ如キハ凡ソ一萬二千戸ニテ

伊東屋製

9
お

有二千匹ヲ初メサル可ラス莫ニ政令入ノ尤
 毛大印丁ルモノ也砲手別指ハ各々弓矢又ハ火
 繩筒ヲ存置リテ兵中トナセム者ニテ亦ニ
 軍布ヲ急ス而テ郡縣ニ由リ或ハ給料アレ也
 ヲ金ク之レテナク却ニ年月々屯營ノ下ナク唯
 僅ニ春秋兩節ノ試射ヲ為スルニ砲手別指ハ郡
 縣毎ニ多少之レアレモ金ク其者ニテ少ナ
 カラス又其ノ名アリテ其人ナク其數又ナク
 莫クナハ右郡縣皆無リトス各道ニ水軍節度
 使タルニ三員或ハ一員アリ其一員ハ監司例ト
 又之ヲ兼子餘ハ專ラ水軍ニ務リ其居延ヲ
 水軍トシテ全國凡ソ六水軍アリ營島金羅兩道
 ニ各ニ一處建置普海兩道各一處ト入金羅建置
 高麗道ハ移營方谷ノ毛子政又ニ以東專ラ水
 軍ニ屬シ之道水軍統領使ヲ置崇道ニ置キ其水
 軍ヲ統管トシテ其餘四水軍ハ其命令ニ從テ各
 地所屬ニ及テ護管アリ分テ四軍トス一ハ愈
 節度使之ヲ守リ二ハ愈使之ヲ守リ三ハ刀元之
 ヲ守リ四ハ別將之ヲ守ル等命令ヲ監司ニ聽キ
 專ラ其節度使下皆別班ヲ

伊東屋製

任事。

以上之任事水學及は各鎮共ニ附屬水軍アリ
 軍布ヲ納ルリテ云フ所ル軍需亦使又ハ各官
 所得ニテ民外停近郡物ヲ多ク給与スル者
 リ之ヲ年俸トス
 朝鮮地方租制
 第一回租ハ各道皆大同米ト稱シ或ハ米又ハ其
 代價ヲ納ムルニ命ジ置計ラズ唯粳米ニハ其代
 價暫ク凶作ニ人低ク以テ人改メ困難ヲ故ク民
 外大豆若干錄若干モ亦大同米ト其之納ムル
 中央政府ニ入ル者ニテ大同米ト大豆トハ
 專局專管經營ノ三郷ノ物ト云フ(第一回)
 租ハ各道皆穀類ト稱シ新物也又ハ專局郷内
 二上物ニ田圃兩程共ニ是年ト稱シ銀若干也
 方政府ニ納ムルニ富策債着聲筆債扱名目少
 十カヲ入リ皆他方十吏ニ負ムル也(第三)
 宅租トス宅租ハ租ニ似テヤ、省十、(第一)
 四、軍布納ル兵制ノ部ニ述ヘタリ(第五)軍
 糧ハ此島ノ種ノ新米也各種物共ニ御糧倉アリ
 政府ノ米穀十石ヲ着、春ニ三月ニ米元ニ

伊東屋製

以上二種收税ハ各郡村吏ニ其方極ク異ニシコ
 一ニ概言スルニテ難ク其名目ヲ見レハ如クニモ
 道理アレバ會所ハ無理ノ下事ニ多ク例セハ大
 向者ハ若物也然レニ地方ニ由リ人政ヲ又村物
 七ニメ地方官吏之ヲ米ニ直ニ政府ニ上納ス通
 例納稅一斗ハ米五升ヲ含ムルニ米五升ノ租稅
 十レハ租一斗五升ヲ納レニメ農夫自ラ米ヲ納
 レントスルヲ免テ加テ十ヲス米口ニテハ其
 若干ヲ含リ兩レノ常トス是甲八年々ニ増加
 附限テノ軍糧ハ如クハ地方官吏自氣ノ其米ヲ

伊東屋製

80

貸与ニ其^第中ハ或人負荷ニ由ル下事ニ即チ其
 々商人ニ貸レ少シク負人ニ貸ル人改定ニ條財
 アルモ之ヲ借ラサレ可ク久利兩レニ及ニテ人
 改ハ其米ヲ或人五割増或人ニ倍ニ又政府ニ納
 入^レ納二納會其米八年々ニ増加ス其^レ米軍倉量ノ
 吾食也此一夏ハ地方官吏ノ樂管ナレ多ク人政
 ナ甚レト云フ故ニ納稅八年曾テ之ヲ改定
 二全國中現ニ米納稅十斗郡村吏少テ力ヲ入
 第^二節^二是甲^レ和レハ各戸ニ割付ルモノ也負荷ニ
 等ニ令テテ常トス多ク地方官吏ノ積スル者也

267

つたへ

~~二~~
~~行~~
~~本~~
~~二~~
~~行~~
~~本~~

ミ	花		三	花	難	併
ナ	加		吉	け	二	セ
ノ	ハ		智	の	行	也
ハ	ハ		の	山	本	何
シ	ハ		の	々	二	ん
ヤ	ハ		や	々	行	ア
メ	ハ		ま	々	本	リ
ノ	ハ		り	々	二	其
ハ	ハ		さ	々	行	有
シ	ハ		と	々	本	標
ヤ	ハ		さ	々	二	等
メ	ハ		ん	々	行	二
ノ	ハ		今	々	本	尺
ハ	ハ		い	々	二	二
シ	ハ		く	々	行	二
ヤ	ハ		日	々	本	二
メ	ハ		あ	々	行	二
ノ	ハ		り	々	本	二

勅答

克水法印

後醍醐天皇御記

重

	輸出	輸入
元年	15,553,400.	10,693,000.
二々	12,908,900.	20,783,600.
三々	14,543,000.	33,741,600.
四々	17,968,600.	21,916,700.
五々	17,026,600.	26,174,800.
六々	21,142,000.	27,617,200.
七々	18,780,000.	22,924,500.
八々	17,967,900.	29,332,400.
九々	27,225,100.	23,478,300.
十々	22,976,400.	27,062,700.
十一々	25,524,500.	32,563,800.
十二々	27,388,900.	32,508,300.
十三々	27,413,100.	36,176,000.
十四々	32,179,400.	31,197,400.
十五々	37,235,700.	29,168,000.
十六々	35,693,500.	27,973,000.
十七々	33,016,400.	28,821,000.
十八々	36,108,883.	28,328,505.
十九々	47,934,777.	31,226,558.

輸出

輸入

圓

圓

9月

9月 6月 9月

支分

合

表

6
本

~~三学下(5)~~

三学下(5)

	15	36,700,118	{女 100=付 男 102.75}
	16	37,007,302	{女 100=付 男 102.7}
	17	37,451,764	{女 100=付 男 102.47}
	18	37,868,987	{女 100=付 男 102.38}
	19	38,151,217	{女 100=付 男 102.38}
	20	38,507,177	{女 100=付 男 102.07}
	21	39,069,007	{女 100=付 男 }

伊東屋製

二	+	人	
ト	レ	12	
ス	人	10	
	コ	10	
	カ	10	
	キ	10	
	ク	10	
	ケ	10	
	コ	10	
	カ	10	
	キ	10	
	ク	10	
	ケ	10	
	コ	10	
	カ	10	
	キ	10	
	ク	10	
	ケ	10	
	コ	10	
	カ	10	
	キ	10	
	ク	10	
	ケ	10	

三学下(5)

5号

三学下(5)

伊東屋製

表9

29
10

三下上

三下下

	明治十九年 二月	明治十八年 十二月	明治十七年 十二月	明治十六年 十二月	明治十五年 十二月	明治十四年 十二月	明治十三年 十二月	明治十二年 十二月	明治十一年 十二月	明治十年 十二月	明治九年 十二月	明治八年 十二月	明治七年 十二月	明治六年 十二月	明治五年 十二月	明治四年 十二月	明治三年 十二月	明治二年 十二月	明治元年 十二月
人口	1,140,000	1,150,000	1,160,000	1,170,000	1,180,000	1,190,000	1,200,000	1,210,000	1,220,000	1,230,000	1,240,000	1,250,000	1,260,000	1,270,000	1,280,000	1,290,000	1,300,000	1,310,000	1,320,000
男	570,000	575,000	580,000	585,000	590,000	595,000	600,000	605,000	610,000	615,000	620,000	625,000	630,000	635,000	640,000	645,000	650,000	655,000	660,000
女	570,000	575,000	580,000	585,000	590,000	595,000	600,000	605,000	610,000	615,000	620,000	625,000	630,000	635,000	640,000	645,000	650,000	655,000	660,000

明治十九年
二月

明治十九年
二月

明治十九年
二月

凡そ國の成行よりては累世積代の治亂小疲
勞したる水たぬ一旦國の元氣を憔悴し盡し大
小萎靡の有様を現はすの時期あり唯此の有
様を皮相して深く其由来を考へざる者ハ以爲
らく「一國も亦一人の如く幼よりして壯、
壯よりして老、次第小推移する生涯あるも
のあり左に其生涯の末ハ必ず枯槁して死
する小終るへし」と若し此説をして事能の本
眞あらしめハ誠小落胆失望すへき限りあり然
れとも幸おして余輩ハ濠か小此説を信す可ら
ざるの理由を有せり如何も國ハ萎靡の禍
を蒙るものもあり亦漸々小萎靡憔悴して到
底一亡を免れざる者もあり近頃また歐洲の論
者ハ皆小常小支那を以て後者の境界お立てる
者と爲したりしか如し昔ハ廣大なる運河を
も堀割りて轉漕の便を達せし今ハ埋もれ果
て、其迹微かお存するのみ昔其の工藝技術
の盛んありしとを後世より想見する人々程小精
巧なる事物の今お傳へり居り乍ら今ハ其の技

記事抄拾 二十七 故日重抄
凡そ國の成行よりては累世積代の治亂小疲
勞したる水たぬ一旦國の元氣を憔悴し盡し大
小萎靡の有様を現はすの時期あり唯此の有
様を皮相して深く其由来を考へざる者ハ以爲
らく「一國も亦一人の如く幼よりして壯、
壯よりして老、次第小推移する生涯あるも
のあり左に其生涯の末ハ必ず枯槁して死
する小終るへし」と若し此説をして事能の本
眞あらしめハ誠小落胆失望すへき限りあり然
れとも幸おして余輩ハ濠か小此説を信す可ら
ざるの理由を有せり如何も國ハ萎靡の禍
を蒙るものもあり亦漸々小萎靡憔悴して到
底一亡を免れざる者もあり近頃また歐洲の論
者ハ皆小常小支那を以て後者の境界お立てる
者と爲したりしか如し昔ハ廣大なる運河を
も堀割りて轉漕の便を達せし今ハ埋もれ果
て、其迹微かお存するのみ昔其の工藝技術
の盛んありしとを後世より想見する人々程小精
巧なる事物の今お傳へり居り乍ら今ハ其の技

伊東屋製

8
お
お
お
お

別

藝の一端さへも留めず凡そ是等の事を推して
 又た現時の支那人か古を慕ひ今を頼み少く思
 ふの有様を察するときには支那は既たに年老たひ体
 備れど斯の十九世紀の空気を以て最早とも其の衰
 弱の胃部小呼吸しかぬるものありト謂もへる
 もの歐洲論者一般の考ありしあり左札の千八
 百四十九年（今より三十四年以前）小松と成
 る有名なる歐洲外交官の支那を評して「縦に
 敵國外患の甚土地を削弱するに有るはく又は
 叛亂内訌の甚精力を消耗するに有るはく内外
 無事打過すきしむるとも支那に到底漸々衰亡
 の勢あるを免れざるものあり」と断言せり
 一此の外交官といふは支那の駐在せる彼の
 英國のトーマス・ワード、氏あり）
 蓋し右の考を抱ける者い獨り彼の學識卓絶せ
 る其氏一人いたならず大抵皆道光帝の登り程
 こそ支那の存亡も關する動搖の端とあるはず
 らんと想ひ設けたりしあり然れども其後ち經
 過し去りたる事實を通觀すれば則ち是等論者
 の推量は全く謬りたるに明白ありしはずあらず

すいりやう

あやま

伊東屋製

支那

別

そ	の	者	何	益	之	邦	に	國	り	足	其	進	か	筋	亦	は	や
む	末	良	小	々	不	は	睡	の	凡	れ	の	必	と	ハ	あ	支	
る	小	不	成	々	因	あ	夢	の	そ	り	今	居	も	ら	ら	那	
不	及	久	行	々	り	り	の	郷	此	と	ま	る	今	ん	さ	へ	
至	ひ	し	き	々	て	し	郷	小	の	一	で	先	の	則	り	眠	
水	漸	かり	居	々	世	可	入	入	白	時	の	不	日	ち	り	居	
り	や	し	る	々	界	と	り	り	ら	晏	道	俱	小	其	し	り	
是	く	あり	も	々	の	も	し	し	足	然	筋	不	至	の	し	居	
の	甚	し	知	々	形	皆	し	よ	水	と	お	行	り	支	も	り	
時	臥	然	ら	々	勢	鄙	り	偶	り	し	は	き	て	那	の	し	
子	床	れ	す	々	を	遠	々	々	と	成	方	着	全	ハ	其	の	
當	の	と	獨	々	案	の	々	々	し	した	角	かん	世	在	行	臨	
り	安	も	り	々	す	外	々	々	眠	る	の	と	界	り	路	み	
て	か	道	枕	々	へ	の	々	々	お	事	違	欲	の	正	を	た	
い	ら	光	を	々	き	世	々	々	就	を	ひ	す	當	當	誤	る	
日	す	帝	高	々	由	界	々	々	け	以	る	る	の	行	り	小	
本	る	の	く	々	も	の	々	々	る	て	も	お	行	路	し	臨	
の	を	御	あり	々	あ	有	々	々	も	固	の	い	路	あり	た	み	
流	覺	宇	さま	々	ら	様	々	々	の	よ	心	い	し	た	た	た	
賊	へ	宇	ま	々	あ	の	々	々	事	り	心	い	し	道	る	る	

伊東屋製

8月

の折々沿海の地を來去する者ありしか上加之
 不又左白人の次第不邊境を驚可すあり其の憂
 不可きと復た日本流賊の比に非ず免角する内
 白人の至る所不隨處居留せんとを求め初め
 不穩か不貿易互市を行ひ奇巧百端の物を齎ら
 し我民不銜らひ居りしも動もそれ人事變を
 生ずるを免れず既にして幾ほともなく彼の
 白人の營不善く賈不のみ亦らす亦た善く戰
 山者たる事を支那不見めす不及びたり斯くて
 千八百四十二年（今より四十五年以前）南京

條約定まる不至り是まで廣東一所ありし開港
 埠は更不廈門、福州、寧波、上海の四所を
 加へしかは則ち支那と西洋との兩端相觸る
 處ハ都合五所とありたり支那か久しく貧りし
 睡夢ハ此よりして頗る醒破の方おは近よりし
 かと尚ほ未だ十分眼を開くお及は不其のう
 ち不圓明園の煙燭先つ其の睡毛を雫がしクル
 一チヤお於ける露人安南お於ける佛人の足音
 ハ蓬然として陸續其耳を駭かし驚起して其左
 右を顧れハ歐人の最早や已てお身邊咫尺の向

カヘリミ
 モハ
 伊東屋製
 しせき

8月 2日

別

長夜の眠既お覺めて余輩は今ま眼を拭ひ居る
 水の弱を悟れり亦た兼て己水の強を悟れり
 其變化を見る亦り其向ふ於て支那の自か
 之を五年以前の支那に比するも其向既著し
 かの失ふ所不過ぎたり試み今日の支那を以て
 の術を教へられたるを思へは其の得る所迫
 へきの極ありと雖も若し此よりて以て護國
 園を失ふて可憐の馬士と變したるの誠お惜む
 致せり精工美藝の粹を聚めて結構したる圓明
 執りて徐かお治道の基を定め以て今日あるを
 周旋して穩かに其過失の償を拂ひ以て平和の
 局を結ひ一方おの英雄政治家（李鴻章）事を
 此を為さず賢徳明智の親王（恭親王）其向お
 すも隋分ありかね向敷事亦水とも支那の獨り
 て心牽るゝの餘り狂呼亂走して一時の怒を泄
 を覺とれり凡そ斯る際お在りては狼狽沮喪し
 自ら視れぬ茲お始て己れの久く眠り居たる寔
 樓の今ま一炬お炎上したりし火影より包みこ
 たり歴代の天子か詫異鐘鐃したりける金殿玉
 子來り迫りて四方より己れを環視し居るを見

ちやうや
 さ
 まなこ
 伊東屋製

827

者あり禹域三億の生靈俄然として枕を推して
 起ち省りみて自ら己れの強を知り及ひ其
 強を恃むの餘り一變して虎狼進取の民とは
 らざる歟否々支那の民の侵畧地を拓くと
 のむの人種を非ざる試み之を史書に徴し視
 よ支那の民を指して侵畧之れ喜むの人種
 と為すへきの述に一も之れあると亦あり往
 時の迹既に此の如き何故に忽ち一變して
 狼の民と為るの理あるを得ん歐洲の論者は
 小以爲らく支那の人口の過多を憂へ居るの
 國あり左れば其溢れて外部に流出し其の棲
 を覓めあるく小至るへきの誠不當然の勢
 あり然れとも實際支那の有様を云へは決
 斯く溢れて外邦に流出する迄人口過多
 ありざるあり如何おもキ一バ。白柳。合衆
 國。其他英領の諸藩地は支那人の往きて生計
 をふし居る者現不甚た少ならず去り乍ら是
 全く夫の髪匪大平王の亂及び各處回教徒の
 小遭りて其家産を喪ふ其常業を失し餘義
 くも父母墳墓の地を去りて活を他郷に求むる

ふんぼ

くわつ

たきやう

伊東屋製

7 8の木

別

の餘り飄泊此に及へるものにて決して支那人
 口と物産との割合相當らず溢れて流出せるに
 非ざるあり左に今日支那の爲め小計りて緊
 要なるもの現在の人口過多なるをため其の
 外邦移住の方法を講ずべきにありすして現
 在の人口各處平均し居らざるを故此の不平
 均を推おらし全國一般偏疏偏密の患おからし
 むるに在り則ち一方の仕事を苦むる民
 あり乍ら又た一方の未だ開のさるの地未だ
 興さざるの業あるに此平均を平均して民と仕
 事とを振分け度お在り支那本部殊に彼の太平
 王の披猖を逞ふせり地方の田畝荒蕪して更お
 耒耜を下すべきの土甚だ多く又た滿州。蒙古
 。支那土耳其斯坦の諸部お未だ開拓を經
 ちヤイタルキスタン
 さるの散地極めて廣く縦横し居るあり
 凡そ是等の荒土お播種し散地お植民すべき事
 の緊要なるに當り經濟上の得失より感するの
 必さらすおた軍事上の利害より之を思ふあり
 左に朝廷の既お此義を是認して頼りお人口
 稠繁の地より之を其の稀少の地にお散布す

ちうはん

伊東屋製

8 梨子

るを務め現お之を奨励するの最中あり去り乍
 ら此の稠繁の民を徙して彼の稀少の地お植へ
 んとするおは獨り其掛官世話役の力のみの能
 く辨すへき所おありす必ずや製造場を興し鑛
 山を堀り又た鐵道の仕組を導きて之を内お布
 設し以て運輸通行の便を自由おせんと一層大
 切緊要あるものあり斯く製造、鑛山、鐵道の
 諸業を並ひ興すも果して能く其幾何の人を衣
 食せしむへきやと考ふるものもあらん然水と
 も是また一國經濟上おは一物半錢の補をも為

さ、りし新世界を闢きて若干の人を衣食せし
 め、是れ既お其水丈の利益あるものあり況し
 こや其諸業おして若し英吉利、白耳義、等の
 國々の十分之一たけの進歩をおさんおは支那
 三億の民のうち衣食を此の得る者は其數誠お
 夥しおるへし我國の此の富源は是また未だ手
 着おお蔵めて蓄へありしものあり從來各
 交際國のうち又ハ支那の人口過多おして空手
 無業の民衆きを憂へ宜しく外邦移住の道を立
 て以て之お仕事を得せしむべしと大早計おる

伊東屋製

別行

人事上の正理と國際上の友誼とい其國中の人
 らお存し行われ居り乍ら獨り支那人お限りて
 い此の正理と友誼以外亦一種特別の非道亦
 る取扱を受くるを視てい支那政府か其民を奨
 勵して此お逐遣るを難たんするも亦た當然の
 成行おあらすや
 近來の諸國とも皆其の支那人を虐遇せる
 の昨非を悟り追々正常の取扱をおす様亦れ
 傾おて現お合衆國の如きは此程斷然として支
 那人お對するの非道を痛禁し其損傷を被りし

たい

ひだう

つうきん

そんしやう

伊東屋製

支那

忠告をおし是れたる國々も幾度とおく之あり
 しおとも支那政府の毎お之を命かおもてお
 して左して耳を傾けたりしん全く此の富源あ
 りて内お存せるか為め亦るのみ將た好し斯る
 譯合のあると亦りしおもせよ支那人か他國
 おて取扱はれたる非道の有様又た二三の國々
 おてい現お仍ほ取扱ひ居る非道の有様へ焉ん
 ら支那政府をして其の民を斯る苦境お驅るに
 お遲疑せしめざるを得ん其國の布令布達ハ一
 支那人の利益を妨くる趣意おあらざるおく

りふき

しやい

3/5 8/10
10
本

末	る	を	左	果	お	の	所	佛	自	之	り	ハ	蹴	お	水	ら	今	支	
へ	も	し	れ	て	歸	側	亦	清	然	水	し	決	起	る	溢	し	ま	那人	
復	の	て	の	何	せ	の	り	事	不	ホ	こ	し	し	お	れ	め	夫	人	
た	は	雄	寧	様	し	者	し	件	穩	ホ	の	て	し	も	て	お	水	の	
如	あ	飛	ろ	の	め	若	亦	の	の	ホ	支	有	其	せ	遠	驕	支	償	
何	ら	せ	佛	處	た	し	於	頃	沙	ホ	外	了	恥	よ	征	り	那	金	
亦	さ	し	を	お	らん	も	こ	お	法	ホ	國	向	を	支	拓	て	を	を	
り	り	む	し	ま	お	若	こ	た	を	と	と	敷	雪	那	地	し	し	拂	
そ	し	る	志	下	の	し	一	世	生	隙	様	進	忌	か	の	自	と	は	
	然	い	得	達	支	此	般	人	す	を	南	取	を	前	勢	ら	す	と	
	り	無	せ	せん	那	度	の	の	と	復	遠	伸	日	を	生	己	る	ま	
	而	か	し	や	の	の	世	皆	ハ	讎	征	へ	の	過	多	れ	す	で	
	し	れ	む	量	自	争	人	亦	あ	雪	亦	ん	の	の	餘	の	強	お	
	て	わ	る	不	負	を	ハ	注	る	取	と	と	す	り	お	を	知	及	
	其	し	と	可	自	し	勿	目	向	心	の	の	事	は	通	生	れ	べ	
	後	と	も	ら	尊	勝	論	掛	敷	の	意	事	積	は	ら	す	る	り	
	の	支	支	す	の	を	支	念	歟	心	よ	杯	ほ	か	ら	か	か	り	
	始	那	那		心	支	支	せ	是	より	萬			し	か	か	り	り	
					ハ	那	那	る	水										

伊東屋製

281
8
ボ
ボ

佛ハ支那ノ償金を求めたれとも支那ハ笑て之
 を退けたり佛ハ一たい支那の封土を奪ひたれ
 とも支那ハ一鼓して之を取返せり而して其戰
 勝ち志得たるの時於て支那ハ平和の局を結
 べり、然らば支那は是を爲めお自負せり歟、
 然り、固より自負せり自負すへきの正理あり
 て自負せり、然らば支那ハ是を爲め驕態を生
 せる歟外國ヲ對して傲岸不遜の状を長せる歟
 、否、西洋諸國と交通を始しより以來支那ハ
 未だ曾て少しも其友情を變せざるあり況して

や英國との友情ハ互お益々敦くおれり支那は
 外國の要求ヲして正當ありと思お者ハ心を留
 めて之を納む務めて穩にお之を纏めんとし盡
 力せり蓋し何れも國の一二大敗の辱おき者あ
 らん然れども支那は彼の血痕の汚を拭お血
 を以てせんとする國の例お倣お者おあらざる
 あり大敗の來るハ本と偶然お非す必ずや先つ
 其國の情弱と失錯との之を招くある不爲めお
 り左れハ省みて前敗の恥を雪ふんと欲するお
 須らく其隋弱を治め其失錯を改むるこそ肝

まか

だじやく

しつさく

伊東屋製かん

構

12

85
ボ

別

賢^{けん}亦^も決^{けつ}して人^{ひと}を怨^{うら}み仇^{きう}敵^{てき}の意^いを抱^{いだ}くへきお
 支^し那^なの未^みた安^{あん}全^{ぜん}の地^ち位^いお立^たつお及^{およ}はすと雖^{なほ}も
 既^{すで}お之^のお近^{ちか}つき居^いれり支^し那^なの頃^{ころ}日^ひ其^{その}沿^{えん}岸^{がん}お修^{しゆ}
 築^{たく}し又^{また}お大^{おほ}お其^{その}海^{かい}軍^{ぐん}を整^{ととの}へたり蓋^{けが}し支^し那^なの國^{くに}
 勢^{せい}を察^{さつ}するお其^{その}國^{くに}を護^{まも}らんと欲^{ほつ}するおの必^{かなら}ず
 強^{きやう}盛^{せい}の海^{かい}軍^{ぐん}を備^{まも}ふを要^{まも}す去^さる千^{せん}八^{はち}百^{ひゃく}六^む十^{じゅう}年^{ねん}
 一^{いつ}英^{えい}佛^{ふつ}二^に國^{こく}と勢^{せい}を構^{かま}へし時^{とき}し始^{はじめ}て此^{この}の要^{よう}を
 感^{かん}せしより次^{つぎ}で支^し那^なの英^{えい}國^{こく}を頼^{たの}みて一^{いつ}の艦^{かん}隊^{たい}
 を制^{せい}立^{りつ}し英^{えい}國^{こく}海^{かい}軍^{ぐん}者^{しや}中^{ちゆう}有^ある者^{しや}をセうードオス
 ボーソ^{ボース}君^{きみ}を乞^こめて其^{その}指^{さし}揮^ゐを委^{あづ}ねしお惜^{おし}い哉^や中^{ちゆう}
 ころ讓^{じやう}人^{にん}離^り間^{かん}の策^{さく}お誤^ごまたれ制^{せい}立^{りつ}すると向^{むか}も
 おく又^{また}お直^{ちか}ちお解^{さく}放^{はつ}するお至^{せい}れり若^わし當^{たう}時^じ彼^か
 の儘^{まま}おて進^{しん}歩^ぽせしめしおらんおは支^し那^なの疾^{しやく}く
 お相^ま應^{おう}の海^{かい}軍^{ぐん}を有^あし居^いり好^{この}し一^{いつ}等^{とう}海^{かい}軍^{ぐん}國^{こく}おこ
 る頤^い抗^{かう}し得^えお札^{せつ}通^{つう}例^{れい}の國^{こく}々^々おの毫^ごも恐^{おそ}る所^{しよ}
 おきまでお發^{はつ}達^{たつ}し居^いたらんものを
 凡^{おほ}そ一^{いつ}國^{こく}の強^{きやう}へ躬^{みづか}から武^ぶ器^きを執^とりて戰^{せん}場^{ばう}お臨^{りん}
 むへき兵^{へい}士^しの多^{おほ}きお困^{こま}るおのあらざるあり唯^{ただ}
 兵^{へい}士^しの後^{のち}お留^{とど}りて働^{はたら}き居^いる一^{いつ}般^{ぱん}人^{にん}お困^{こま}る

伊東屋製

~~283~~ 8
木

別

別

是れ茲に説く可き所あり但外交の方向
 に至る之を一叙せざる可らざるものあり
 支那外交政策の方向に誠小明白無難にして各
 交際國との關係を益々親好おし又外國の
 めり支那人の有様を益々善くし度等の條々
 過ぎ又た千八百六十年支那の英佛の力に
 せられ之餘義なくも一獨立國たるもの堪
 可らざる條約を結へり夫の外國人居留地
 我朝廷の権利の及ぶ能はずと云ふ如き
 蓋し治外法権を指す苟も一獨立國たる者
 ものあり一般人民の戦の神經あり兵士の國を
 蔽ふの甲冑に過ぎず土耳其唯た此理を悟らす
 是を以て其國彼水に如く衰へたり善し此理を
 看破せる者印度の一侯は右くハオし印度の
 一侯の嘗て英兵と戦ふや英兵が寡少の衆を以
 て能く己れの軍に當るを眺め忽ち大息失聲し
 て曰く「我ハ吾か面前に健闘する英兵を恐れ
 す唯た彼の英兵の背に在る英民を恐る」と
 行アケス

伊東屋製

284
ボ

裂して相好からず東洋國同士の間柄よりモ寧ろ其の西洋國に對する間柄の方をし較や相近からしむるの如き迹あるは何ぞや東洋國同士に宜しく一致連合して其西洋國との交通關係を以て戰敗より餘義なく生せるものありしと彼我對等の條約より自から好造りたる者と爲し度ものありすや
 (完)

4
 式子内親王
 神の靈

体面と兩立する所のもの非るあり然れとも當時斯る條約を結へるハ則ち結ばねいあらぬの事情ありしものあり左れハ既往ハ追論せんも詮ふし千八百五十七年小黒海の事又はき露國カ蒙りたる枉屈ハ千八百七十一年の倫敦條約ふて之を伸べたり支那も亦唯た之を將來に伸へ度と願ふ者あり此願や之を遂くると至て容易あらざるを知る然れとも尚ほ之を願ふ情ハ依然たり但た今日東洋諸國に就て余輩カ最も憂ふる所ハ各々些細の猜忌のため分

~~12月~~

~~12月~~

12月
9日
お。

信濃川ハ流域廣遠ニ山嶺ヲ控テ
 流線而餘里計沿港ニ至テ海ニ注ク
 其沿革ヲ徴スニ二也トシト管
 古國ヲ感スニ二也トシト管
 河漢ナク皆湖茫ニ湖海ニ
 流アルヲ見ニ一也トシト管
 西南藩管新ニ及テハ比ノ湖海
 一也トシト管ニ隨テ州府ノ
 借カニ在テトスルニ是ニ見
 子草莽ヲ前リ鄰ヲ越テ下アリ
 上密著時未タ

信濃川流域沿革大略

加
 何カクマヲ又ニ一ノヲ
 礼ニ買受ヘシ
 九ノ重水トスニ民類ヲ
 如ク及物ヲ置
 取カヘント双方ノ
 重水也○危下上肉又子
 上十字之ヲ置カ又
 八重水也○危下上肉又子
 上十字之ヲ置カ又
 取カヘント双方ノ
 重水也○危下上肉又子
 上十字之ヲ置カ又
 九ノ重水トスニ民類ヲ
 如ク及物ヲ置
 加
 何カクマヲ又ニ一ノヲ
 礼ニ買受ヘシ

莫人の送信

~~295~~
9
+
2
5
8
10

<p> 此 山 河 氏 比 変 之 從 変 又 日 り 親 ヲ 卒 走 又 其 工 </p>	<p> 吉 二 其 工 変 ヲ 却 七 レ 又 佐 孫 家 忠 ヲ 之 ヲ 却 レ テ </p>	<p> 一 ヲ 之 ヲ 乃 チ 當 付 信 夫 伊 達 二 郡 一 郡 依 出 河 重 </p>	<p> 穿 レ ト テ 上 形 氏 一 重 臣 之 親 又 其 工 変 ヲ 起 サ レ </p>	<p> 下 一 常 時 十 尽 ク 漏 入 二 足 ヲ 又 為 東 一 大 塚 ヲ </p>	<p> 三 里 十 九 町 餘 一 向 二 所 ヲ 引 テ 十 六 村 ヲ 消 ス テ </p>	<p> 上 郡 下 郡 伊 達 等 一 諸 村 ヲ 皆 今 德 北 村 二 至 迄 </p>	<p> 和 ノ 便 ヲ 畧 ス テ 宣 成 二 也 一 一 堀 ヲ 疏 通 又 深 </p>	<p> 十 三 村 ヲ 築 治 也 二 佐 藤 家 忠 ト 言 ハ 高 リ リ 此 所 </p>	<p> 二 廻 リ 十 八 カ 元 和 四 年 上 所 民 一 臣 二 西 根 御 三 </p>	<p> 昔 二 西 根 御 外 地 味 豊 饒 ナ リ レ カ 引 取 申 レ 之 レ </p>	<p> カ リ レ カ 由 申 振 テ 又 早 災 ア ル 毎 二 人 氏 飢 餓 </p>	<p> 西 根 御 ノ 各 利 ノ 入 </p>	<p> 変 考 當 大 略 ノ 入 </p>	<p> 水 理 ノ 順 ヲ 得 ル レ レ 二 給 世 一 及 テ 蓋 ス 人 智 ノ 機 </p>	<p> 作 ヲ 違 フ レ 公 共 ノ 河 域 ヲ 私 有 視 レ テ 大 ニ 有 理 </p>	<p> ヲ 兼 乱 也 レ 也 一 一 如 ク 龍 集 ス レ レ 以 備 時 ヲ 深 謀 知 </p>
---	--	--	--	---	--	---	---	--	--	--	---	--	---	---	--	--

伊東屋製

事有

~~二~~

~~事~~

~~事~~

事

各別温泉

正和ノ事

夏二是ト電永元ノ事ニ工ヲ起シ四年三月
 二竣功セシヨ湯野村代ノ事ナリ。摺上ノ河水ヲ引
 才込米ト包三所除ノ堰ヲ造ル云々。○
 事ナリ。或人云フ古河專断ヲ以テ其米ヲ工費ニ
 充テシヨリ嫌疑ヲ受テ自般毛リト傳フ云々。此
 古河佐和ニ人カ極心尽カ下リニ其地ヲ引十
 ヶ村ハ以テ果實ヲ思カレ鼓腹擊壤ノ樂ヲ享有
 スルヲ得ン。今ノ事ナリ。人財ニ任カシ德澤ヲ
 能享ナシマストナリ。

陸振國慣例郡限別村字引ノ温泉ハ體登山ヲ
 員ニ白ん溪子ヨリ流レ出ん。此ノ温泉ハ熱
 泉ノ湯上ん時ニ泉水ハ全和津路ニ地中ハ露
 露ノ如ク噴霧ナリ立身ニ蒸氣ノ出ニ咫尺ナリ
 也。不~~變~~泉ノ変ノ出所ニ流レ出ルハ其出ノ溪
 出所ニ鑛泉ノ流レナリ。其地ハ北ノ方ニ
 古河~~ノ~~二磁黄子燒ヲ熱湯ノ出ん。下ノ湯野所
 定マラズ。其地ニ其地ニ又東南ノ岩石ヲ
 引リ清泉湧キ出テ熱泉ノ流レ入ん。此泉ヲ下

伊東屋製

~~12~~

<p>ク十イ (土穀飲物ト云フ義) ト云フ出場ノ</p>	<p>近侍四ヶ所ニアリ 板ヲ洗場ハ湯槽ニヶ所設板</p>	<p>ニテ質ヲ設ケ衆ヲ引キ槽ノ周圍ハ板ヲ瓦丁之</p>	<p>ヲ造レリ 巾下湯槽ノ傍ニアル湯ノ陰ニ一室寛十五</p>	<p>アリ 原素氏地ハ琴別村ノ國道ヲ山ニ入ル</p>	<p>一里廿七町餘 (陸別狀ヲ距ル 四里松葉蘭港ヲ距</p>	<p>ル 山ノ白尾峯ヲ距ル 七里海産ノ一層アリ 九丈</p>	<p>餘) 十レ尺 園中ノ山ノ山邊ノ地十レ尺ハ人ニ充</p>	<p>テレズ 其甚ク急クテ 湯湯トナリニハ 安孫五</p>	<p>年四月旧幕府ノ長木城某氏湯ヲ煮見レ 現今ノ</p>	<p>湯守湯半全氣ニ湯湯ヲ命也ニ 以テ 姑トス</p>	<p>考今ニ至リテハ 今午百七十人ノ湯室アリト</p>	<p>云フ (明治十九年)</p>	<p>島ノ種類</p>	<p>之ヲ分テ四トス (第一) 陸島 Continental is-</p>	<p>landト云フ大陸島ト云フ也 近ク 洲ト</p>	<p>云フ 一ハ 葛志利ノ如ク 動物大陸ト云フ 地</p>	<p>島上在紀ニ已ニ分レニ 錫蘭島等ノ如クハ 特殊</p>	<p>ノ動物アリ 亞細九州東上北海道ノ如クハ 之ニ類</p>
------------------------------	------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------	-------------	--	-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

伊東屋製

殊

125

上	今大陸ノ容積ト海洋ノ容積トノ比較スルニ地	陸地ノ高低	クニニ大ニ	陸地ノ高低	如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱	忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ	1757
二	海ニ比シテ十分ノ一ニ過ラズ		ノ計算ニ可シト其平均數		海河ノ口ニ至リ細山ノ		
三	地ハ海ニ比シテ十分ノ一ニ過ラズ				入海河ノ口ニ至リ細山ノ		
四					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
五					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
六					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
七					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
八					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
九					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
十					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
十一					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
十二					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
十三					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
十四					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
十五					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
十六					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
十七					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
十八					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
十九					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
二十					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
二十一					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
二十二					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
二十三					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
二十四					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
二十五					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
二十六					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
二十七					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
二十八					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
二十九					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
三十					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
三十一					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
三十二					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
三十三					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
三十四					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
三十五					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
三十六					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
三十七					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
三十八					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
三十九					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
四十					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
四十一					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
四十二					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
四十三					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
四十四					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
四十五					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
四十六					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
四十七					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		
四十八					海河ノ口ニ至リ細山ノ		
四十九					如ク泥砂ノ堆積セシモ又陸部松葉ノ如ク海濱		
五十					忽ク隆起ノ陸上部ニ又淋浪ノ出ニ消滅スルモ		

伊東屋製

8

和

和

湖ニ地上ノ凸凹ヲ平均
トシタルトシテ海深トナシ

独乙國空軍地海軍對抗運動ノ起原

和

此實地演習ハ何時頃より始まりしと云ふやと
尋るニ蓋シフレデリック大帝の創始せし所ハ
係るか如し今を距る百四十三年前即ち千七百
四十三年ハフレデリック大帝ハ一の對抗運動
を計畫し大帝自から攻撃兵を率て皇子の一人
ヲ防守せるポワツタム城を圍み戦ふと三日ハ
して遂に城兵を打ち破りたり此一舉意外ハ好
結果を呈したるより大帝ハ深く感ずる所あり
兵事極めて緊要ナリと云ふと云りて翌年又ハ一趣

向を運らし更ハ規模を擴張してチャルロツテ
ンボルフハ於テ大砲隊の大演習を催したり
シハ是れより以後年々常例として行ふと云
りしと云ふ

602 22

12月

6 歌
お流

山下
9 本

蓋二一諸侯
喜形二對
平ヲ抱クニ際
相連左ニ変リ
者ヲ能クサス
山ニ意ニ出シヤ
トセムライシ

東照公地ヲ
諸侯ニ分シヤ
五ニ相親マセ
テ一ヲ特殊ニ相
隣ラシメヨリ

山ノ	割	合	ニ	変	カ	如	シ	若	杉	若	澤	若	地	上	田	高	跡
山	ノ	地	ニ	意	外	ノ	部	分	ノ	ハ	之	ヲ	梅	田	ニ	比	ス
ノ	便	ノ	所	日	ノ	如	ク	ハ	運	理	也	ノ	二	條	平	ハ	
ノ	苦	思	フ	ヘ	シ	カ	レ	他	各	國	也	地	ノ	開	ク	ハ	
ノ	ク	之	ヲ	開	墾	ス	ル	ニ	力	ヲ	費	ス	ル	ノ	工	業	
ノ	ハ	ニ	交	非	常	ノ	事	ヲ	秘	シ	テ	諸	山	ノ	皆	直	
ノ	日	ニ	至	テ	見	レ	ハ	諸	河	ハ	皆	激	流	ニ	舟	楫	
ノ	ル	一	ノ	向	ニ	家	敷	ヲ	設	ケ	テ	経	緯	ヲ	整	メ	
ノ	二	ノ	日	ヲ	變	業	ノ	興	ラ	ス	ル	ニ	故	テ	裁	斷	
ノ	隣	果	ト	交	通	ニ	便	テ	ル	道	ヲ	レ	之	ヲ	塞	キ	
ノ	リ	テ	隣	果	ト	何	時	也	ノ	ア	ル	ヲ	知	ル	可	ク	
ノ	一	條	ヲ	罷	ニ	シ	山	河	ヲ	以	テ	之	ヲ	固	メ	平	
ノ	山	河	ノ	固													
ノ	離	村	前	封	建	ノ	世	ニ	人	諸	侯	皆	互	ニ	敵	也	
ノ	ノ	間	ニ	テ													

伊東屋製

和 手車

和

理石ノ像ヲ見ルルコトハ古来ノ景観ニ
 不ニ近ク有ルルニ美ヲ帯ルル也
 嶺ノ二層ニ也ト云フ又此の時中
 可ル路州一般ノ風ヲ又此ノト
 ヲ下路州ニ往ル瓜ヲ採ル也人地
 群衆中ノ一ニ用積ニ古也人口
 空村大ニ教授ヲイフ氏ノ語ニ
 又此ノ字ノ一ノ防禦トナセシ也

甲村ノ如キ是ノ是レ他ノ陰ヲ特ニテ諸
 ハ城下ヲ山ノ或ハ要害ノ地ニ構ヘ
 毛不便ナル街道ヲ以テスレハ其出
 待道ニ設ケテ路ヲ予敷人ノ増加
 勤実代ノ高ニ諸款ヲ賑ハセリコレ
 地ニ細小ノ部合アル所以ニ将来未
 開ノ山ノ外ニ少ナク山ヲ
 新テ道ヲ置レ河心ヲ生メテ堤防ヲ
 二カヲ費ステ又ナク陰山ノ險ヲ
 十ヲニテ工業ノ進歩ノ音知ヲサシ
 又此ノ字ノ一ノ防禦トナセシ也

伊東屋製

二部 凸
 領 入 坂
 12
 9 未

時	節	道	ノ	一	部	ニ	見	ル	ノ	ヲ	依	テ	解	ノ	地	表	ハ	出	中
ハ	大	抵	ハ	皆	鳥	取	上	最	也	其	層	ト	又	知	ラ	レ	ル	ト	也
今	ト	ク	ト	ル	、	コ	ノ	氏	ノ	別	ニ	シ	レ	ル	ハ	同	石	ノ	地
朝	野	ノ	地	表	ナ	レ													
独	行	ノ	文																
各	ノ	形	ク	シ	也	ト	南	瓜	ノ	下	ヲ	地	不	ル	コ				
エ	ニ	ル	送	シ	ル	ガ	タ	ク	草	ノ	如	ク	付	ル	レ	ル	地		
ノ	部	府	也	當	テ	南	人	カ	獲	リ	其	國	上	米	運	セ	レ	況	
ニ	カ	タ	ラ	ハ	今	日	ノ	バ	タ	シ	ヤ	ニ	ス	マ	ト	ク			
ハ	ナ	ラ	ン	ト	云	フ													
一	ヲ	知	ス	ニ	セ	ノ	十	リ	ト	云	フ	其	價	ヤ	ナ	ク	也		

伊東屋製

女子。

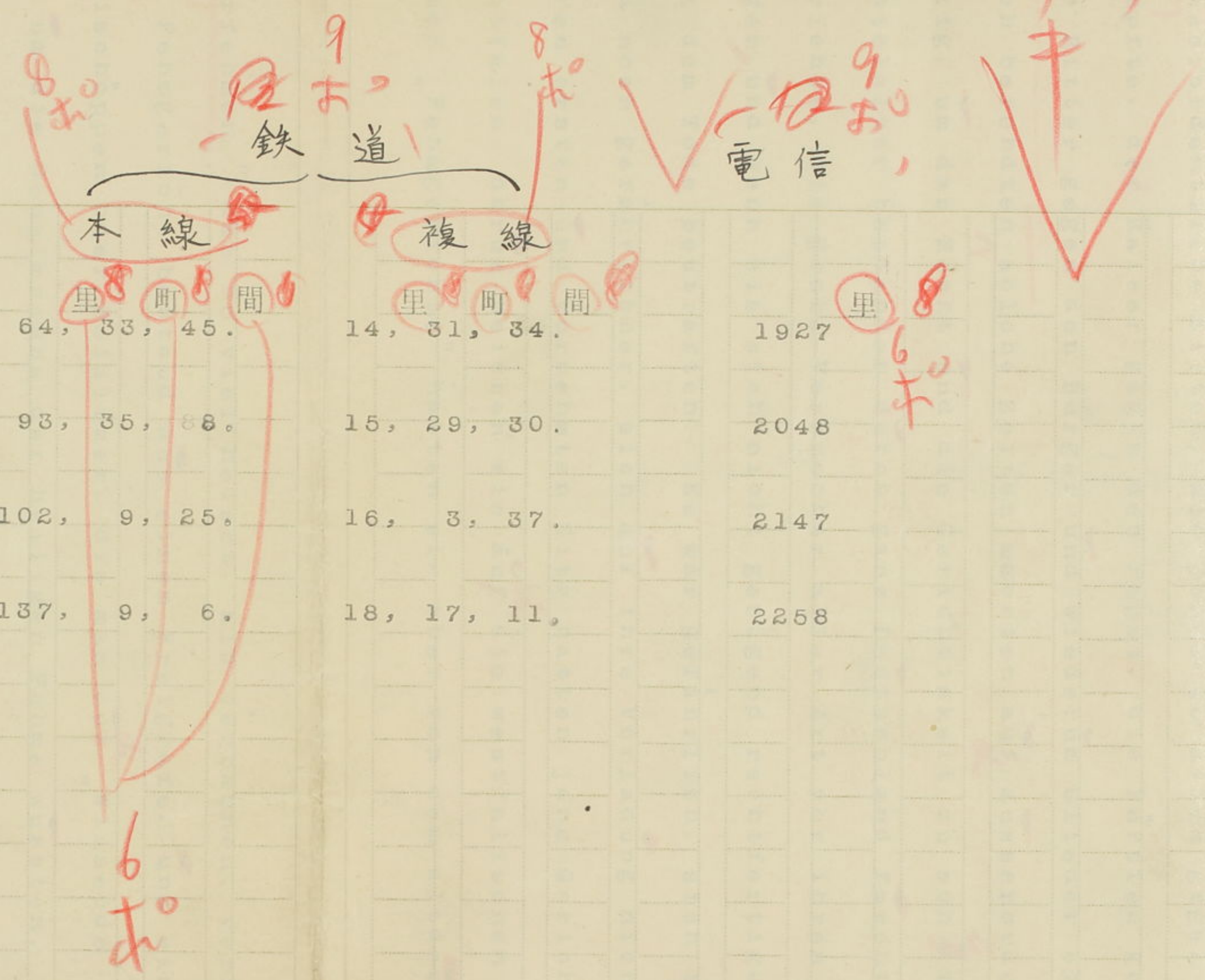
Barbar

元ノトナレハト思ハル (草地堂) 28
 昔ノ希臘ノ盛ナリニ次地中島ノ地帯ト重相至
 等皆希臘ノ言ハサレタリ (島々其中ノ希臘ノ
 極地地帯ナニモ多クト知ルヘシ) 初申言説ノ
 如クハ一般希臘語ヲ用ヒシニ其修成山王ノ遠
 征ノ時ニ其説ニ意ヲ及ビ波斯ノ如クモ當
 時希臘ヲ用ヒシトシテカク希臘語ハ万有ニ通
 スルトナリシヨリ之ヲ知ラザル地帯ノ人氏
 ヲ卑シク (名ヲ) 爲シテ其言ヲシテ其説ノ
 卑シクハルハルト云フカ如クナラズルニ此
 等ノ人氏ヲ希臘人ハハルハルト云フニ其
 ニハ其説ノ意味著クナリテ一般地帯ト云フ
 至用フニニ其説ノ大罪人ニ此説ヲ信スル
 己今日ノ地帯諸邦者之ヲ用フルトナレハ
 以知ラシ今日此説ヲ用フル人等ニ對シテ人
 カ用ヒシ説トシテ (ウチノ) 6
 英人ノ送信ノ續ナ

伊東屋製

~~Handwritten scribbles in red ink at the top left of the page.~~

Handwritten red characters and lines on the left side of the page, possibly indicating a section or category.



15.	64, 33, 45.	14, 31, 34.	1927
16.	93, 35, 68.	15, 29, 30.	2048
17.	102, 9, 25.	16, 3, 37.	2147
18.	137, 9, 6.	18, 17, 11.	2258

Handwritten red characters and lines at the top right of the page, including a large '二' (2) and '所' (Sho).



Die Fehmgericht.

Ausserordentliche Zeiten, wie jene, wo alles gegen einander
 kampfte, der Kaiser gegen den Papst, die Fürsten gegen den Kaiser,
 die Ritter gegen den Bürger und wiederum Glieder eines Standes
 sich befandten solche Zeiten wachten auf ausserordentliche Mittel
 nötig, um das Recht und die Gerechtigkeit zu schützen. Im
 Mittelalter bestanden durch ganz Deutschland furchtbare heimliche
 Gerichte, die Grobe Verbrecher aller Art vor ihren Gerichtsstuhl
 zogen, und wenn sie sich nicht Genugend rechtfertigen konnten,
 mit dem Tode bestrafen. Es war Gefährlich, sich ihnen zu stellen
 und noch gefährlicher, sich auf ihre Vorrladung nicht einzufinden.
 In ihren ersten und vornehmten Sitz hatten jene Gerichte in
 Westfalen, darum heissen sie auf die westfälischen Freigerichtenden
 Namen "Fehmgerichte" hatten sie aber von dem alddeutschen

"Verfehenen," das so viel heisst, als verbannen, verfluchen.

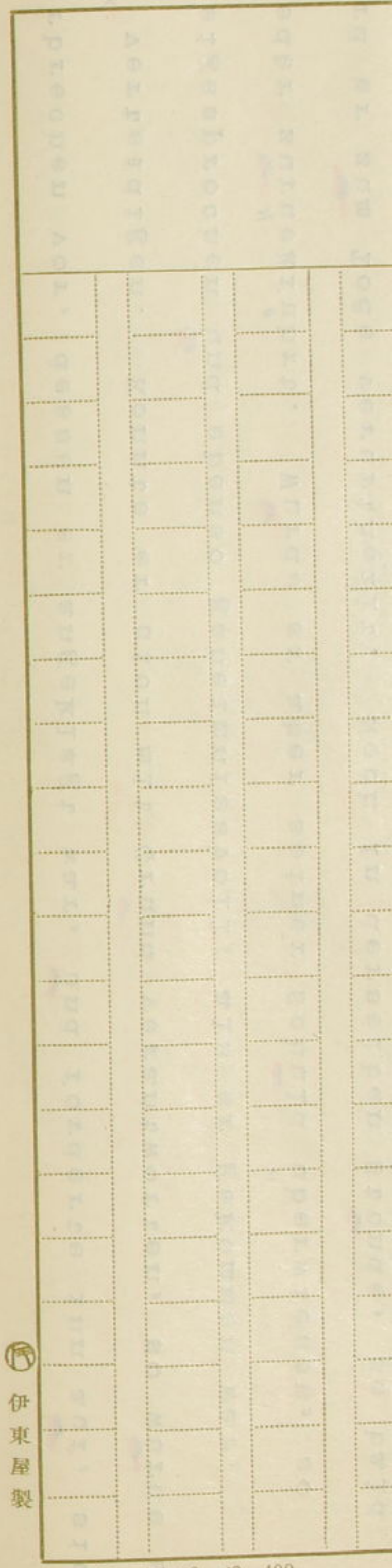
Das Fehmgericht bestand aus einem Freigrafen und einer Anzahl

Freischöppen oder Beisitzer, die man auf "Wissende" nannte, weil
 sie um die Geheimnisse der heiligen Fehme wussten. Solche
 Beisitzer müssten wenigstens 14 sein, gewöhnlich aber betrug ihre
 Zahl das doppelte. Man rechnet, dass in ganz Deutschland über
 100,000 Wissende waren; ihrer Wachsamkeit und Beobachtung konnte
 sich niemand entziehen. Jeder Freigraf und Freischöppe musste im
 westfälischen "auf rother Erde" belehrt und beleidigt worden sein.
 Der Eid, den man ihnen abnahm zur Sicherung ihrer Verschwiegenheit,
 war furchtbar. Er begann; "ich schwöre, die heilige Fehme halten
 zu helfen und verhehlen vor Weib und Kind, vor Vater und Mutter,
 vor Schwester und Bruder, vor Feuer und Wind, vor allem, was die
 Sonne scheint, der Regen benützt, vor allem, was zwischen

Himmel und Erde ist." Ein Schöppe, der das Geheimniss verrieth, wurde ergriffen und dann musste ihm vorn die Hände zusammengebunden und ein Tuch vor die Augen gehängt werden, hierauf sollte man ihn auf einen Bock werfen, ihm die Zeige zu dem Nacken und einen dreisträngigen Strick um den Hals winden und ihn sieben Fuss höher hängen, als einen verfehmten Missethäter oder Dieb. Sämtliche Freistühle waren von der Gerichtsbarkeit und Aufsicht der fingenen Landesherrn frei, sie erkannten nur den Kaiser als ihr Oberhaupt, machten ihn gleich nach seiner Krönung zu ihrem Mitwissenden und richteten unter kaiserlichem Ansehen. Von Westfalen hatten sie sich über ganz Deutschland verbreitet. Freigrafen und Freischoppen kannten sich, wie die Freimaurer, an Gewissen Zeichen. Hatte jemand einen Raub oder Mord begangen,

war er der Zauberei oder Ketzerei verdächtig, so hatte er Ursache genug, vor dem furchtbaren Richterstuhl oder Wissenden zu zittern, selbst dann, wenn er vor seinem ordentlichen Richter der Strafe schon entgangen war. Er wurde von einem der Freischoppen dem heimliche Gericht angezeigt, der zugleich mit einem Eide beschwer, dass das Verbrechen wirklich begangen sei. Die Vorladung geschah aber nicht öffentlich, sondern wurde der Hahstür des Beklagten angeschlagen. Dieser musste sich dann zur bestimmten Zeit an dem bestimmten Orte einfinden; es wartete seiner schon ein Abgeordneter der heiligen Fehme, der ihn mit verbundenen Augen an den Geheimen Ort führte, wo die Ritter versammelt waren. Hier saßen sie verummt bei schwachem Lichte in scheuerlichem Gelbdunkel, und tiefe Stille herrschte ringsumher. Der Freigraf allein erhob seine Stimme, hielt dem Vorgeladenen das

das Nacht vor dem Thore oder



Diebstahls oder sonst eines Verbrechens stand, so trat ein Schnöppe zu ihm und sagte ihm ins Ohr; "Freund, es ist anderswo eben so gut Brot essen wie hier." Das heisst: Hast du kein gut Gewissen, so stehe auf u. Gehe, so lange es noch Zeit ist. Der Mensch konnte nun, wenn er sich schuldig fühlte, ungehindert in die weite Welt gehen, aber sein Vermögen musste zurückbleiben. Berührte der Schnöppe einen zum dritten Mal mit seinem Stab, so war dies ein Zeichen, dass er des Verbrechens nicht allein verdächtig, sondern auf überwiesen sei. Er wurde dann gebunden und ohne weitere Umstände an den nächsten Baum geknüpft.

So empfing gar mancher Bosericht, der durch Bestechung oder mächtige Freunde den Händen der Gerechtigkeit entgangen war, durch das unbestechliche heimliche Gericht doch den verdienten Lohn.

301

Man kann sich aber denken, wie viele schuldlose Menschen auf aus Rache, Bosheit und Gewinnsucht von ihren Feinden falschlich angeklagt und eip Aifer ihrer Tücke wurden. Manche Unglückliche wurden kurzweg zum Tode verurtheilt, und erst nachdem sie aufgeküpft waren, nahm man als sich in diese Inquisition der Gerechtigkeit. Missbräuche und Leidschaften mischten, verloren die Fehmgerichte ihre Achtung und ward der Wunsch nach ihrer Aufhebung rege. Als die Landesfürsten mit den Städte sich zu besserer Gerechtkeitspflege Vereinigten, wurden die Freistühle ohnehin unnütz. Dennoch erhielten sich die Fehmgerichte bis zu Anfang des 16ten Jahrhunderts. Das Gesetz soll zu Celle im Hannoverschen im Jahre 1668 gehalten worden sein. Im 14ten und 15ten Jahrhundert waren sie am fürchtbarsten.

(A. W. Grube)

佛人ノ之ヲ喫スルヲ好マサシムルニ由リテハ
 佛國ノ法律ニテ一紙ニ煙草ヲ南ヲ得ルハ
 士ノ親乳ニ成ハルノ者ニ對シテハ一紙ノ
 ヲ賣ルニシテハ一紙ノ特許アリテ元日ノ煙草ハ
 決然トシテ五分ノ不償ナル也又一紙ニ
 佛人ノ之ヲ喫スルニ由リテハ一紙ノ特許アリ
 佛國ノ法律ニテ一紙ニ煙草ヲ南ヲ得ルハ
 士ノ親乳ニ成ハルノ者ニ對シテハ一紙ノ
 ヲ賣ルニシテハ一紙ノ特許アリテ元日ノ煙草ハ
 決然トシテ五分ノ不償ナル也又一紙ニ
 佛人ノ之ヲ喫スルニ由リテハ一紙ノ特許アリ
 佛國ノ法律ニテ一紙ニ煙草ヲ南ヲ得ルハ
 士ノ親乳ニ成ハルノ者ニ對シテハ一紙ノ
 ヲ賣ルニシテハ一紙ノ特許アリテ元日ノ煙草ハ
 決然トシテ五分ノ不償ナル也又一紙ニ

加
 播
 あり

伊東屋製

9
 5
 5
 5

都也ト云フモ可ナル位ニ華美ニ兼テ
 巴里ノ煙草店
 一
 抹
 三
 アリ

伊東屋製

子
の
心
の
心

まで各々其の身分小應して年ハ廿五錢以上六	爵位を有せる貴人より無位無官の平民ハ至る	小據れハ年齒廿五歳以上の獨身者ハ公侯伯の	寡婦、等ニ關する税則を布告したり此の税則	小供せん爲め婚姻、出産、埋葬及ヒ獨身者、	英國政府ハ新税を徴収して佛國ハ對する軍備	ビ小及ベリ先ツ第一ハ千六百九十五年を以て	ハ妻帯者ヨリも重大ホラしめたるト前後三ハ	者ハ向ハ法律上の區別を立テ獨身者の責任を	リ近世ハ至リても英國ハ於テハ獨身者と妻帯	ハ獨身者より罰金として金錢を取立たるトあ	做して處分し古羅馬ハ於ても共和政治の頃ハ	ハ獨身の生活を營む者をバ一種の犯罪者と看	んと稀れホリ就中古希臘の強國スパルタハ	何等ハの法律を設けさりし者トてハ又た殆	け居る邦國ハあらされとも古來曾て之ニ關シ	今日歐洲ハ獨身者ハ關して特別の法律を設	佛國ハ獨身者ハ獨身税ホる者を課するより外	獨身者の責任	訃事切抜
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	---------------------	----------------------	---------------------	----------------------	--------	------

伊東屋製

2 8 和

十圓以下の税を納むべき筈ありき第二の千
 七百八十五年のト執政の時お政府の布告せ
 る下婢税則お於ての小兒二人以上を有して下
 婢唯一人を雇ひ居る者を免税の部類お組
 入水たり而して此免税お因て生すへき不足を
 補はんが爲めお政府の獨身者の戸主お課税す
 るの法を設けたり第三の千七百九十八年同
 しくピト執政の時お政府の布告せる所得税
 則お於ての小兒の數と所得高との割合お準し
 て幾分かの税率を低くするとせり左に此

の場合お於ても自然獨身者の妻帯者の受け得
 べき寛典を受け能はざるの地位お立ちたるも
 のあり

伊東屋製

12お

別行

却て決果断の苦積の果て人急の修繕也ナリ

一此留要の要件を成るに保固人連人の管掌に

ハ所也英政府ハ彼等如願を以て授けりト云

ニ抑々埃及正清子聰如仁親ノ主ト唱へられ其

度業ヲ興スル際ニ當リ勉て並案ヲ興メ國政ヲ

濫用ニ經テ全案ノ貧困ヲ來シ國令計上ノ大

難治ヲ醸成セリ

一埃及王ハ是迄政府上者之苛政ヲ極メ人民日

用益著及令計上ニ之國債ニ人民共勉勵ニ堪人

ナリト云カリシニ事意人既ノ除根途絶ニ大敵

子政府ハ此置ニ取替セサリニ加ルニ此一徳苛

政ヲ政府ヲ施シ之得ん者ト云ハシ如モ国力

ニ弱セサシ是業ヲ愛メ政府ヲ行ハらん有業

ハ依出トメ今日ニ存シ僅ニ四百萬ニ足ラサシ

人政ニ此非常ノ負債ヲ受得テ救済案ヲ

ナリ嘆ク業乃んニ實ニ保固ニ非ん也

一埃及王ハ此多ノ宰相ノ御任ヲ以テ各般ノ支

業ヲ創進シ財理上ノ困難ヲ成セニモ毫モ今日

迄船料也ナリ也ノ如ク兼及子ノ修繕ニ當リ

イスマイルハシ
カレト也

伊東屋製

9月

理

別

帳

ト耕畜也レ此ノ元今日ニ至リ陸ニ修造物トテ
 ニ坊務印年々衰微シテ管外一切ヲ補
 ヒレテ實ニ埃及國ノ赤ニ墜ル一ト下策也ト謂
 及ルヲ得ス此邊河橋大費ハ英貨一千七百五十
 万八千七百廿九磅ナリ

埃及政府ハ會計上ノ困難ニ甚ク其政府ニ乞
 テケレテ氏ヲ釋シ會計ノ監督ヲ委任セレト其
 種ヲヤリ埃及又ウソソノ氏ヲ釋ク之ニ代リ
 二人ニトセリ此困難ヲ補ヒ缺乏ヲ充スニ至ラ
 ン易ニ難ニト云ヘシ

別

帳

量ノ財産ハ我利ニ所有ス云々云ハ人々俾供ニ唱
 ハルン話頭ヲ際々信據セシ力如ク此埃及國
 ハ政府及人民ノ信譽ニ其化ニ進歩スル甚ク
 迅速ニ又近來ニ至リテ其苦度業足レハ其苦度
 ニ極ニ埃及國力相阻隔ナリ他日ノ救御ヲ俟
 カサレテ得サレニ至レリ

此時ニ當リ吾國ノ財政ヲ維持シテ
 此ヲ保存スルノ良策ヲ先ニ已終ニ年々赤字四款
 理應ノ道ヲ思フ也二果シテ本年中日土名ナレセ
 70氏ノ創業也ニ蘇西邊河ヲ以テ自己ノ管轄

伊東屋製

29か

原支聘
聘

3字

Handwritten red scribbles

Handwritten red scribbles

律國ニ於テ独ニノ器具
 七十ノノ役ニ勤及ニ下ノ地ヲ治スニ至
 リニ多ク佛人ノ相ニテ善クノ功ハ益々強
 キ已ニ今年ノ明徳北都ノ一ノ如クハ一ノ時節
 新近キニ下ルニ下ノ道ニ人ノ言ニ所セシ
 位切迫ニ至リニ下ノ西島ノ海備ハ益々
 備ヲ加ハテ至ルニ新ク忠カレサニヘシト
 云フニ附テ形狀上ニ集ル西島地僧ノ状
 ヲ記スニ毛ノ少ナクニ次ニ勤久ニ毛ノ
 毛亦其ノ下ノ見ニヘシナリ

例

伊東屋製

右ノ後埃及子ハ年再出テ其ノ保護ヲ仰カス
 其禱引リ尽シ各船ノ復業進味スニ一付其業ハ
 其他ニ安リニ要更スルノヲ好マスト号モ下
 内國ノ奸黨輩起ルニ又ハ外島ノ襲撃ヲ受ル
 ノ危難ニ至ル時ハ英政府ノ文體ニ基テ
 之ヲ保護挽回スルノ手暇ヲ用テハ下國多ク論
 スルヲ待テ加暗ニ善ク蓋ニ英政府ハ士百廿
 補帥スルノ心下ルハ其業ニ之ヲ保護レウ
 誠也

8本
ル
ッ
元

記事切抜 四十七枚目裏

●佛國が於ける曼製の既具 ゼルマン 日耳曼にて製造 せいぞう せる小兒の既具の佛國に輸入する高に随分多 すいぶんおほ かりしに今より十二月以前小兒をして敵 てき 國の既具を所持せしむへからすと主張する者 しやうちやう ありて四方の愛國者之れに響應し本年の大 けうおう 其の輸入高を減少することを得たりと云ふ げんじやう ら佛國の既具製造者に近來非常増加し巴里 そうか 府のみおもて之れに従事する者無慮二万五千 むりよ 人の單に愛國心を出てたる現象ありと云ふ げんじやう 尋常一様の競争に勝つて結果あることを知る けつぐわ へし斯くて既具をは拒絶し得へき勢ありと日 きよせつ 耳曼製の麥酒の佛國に入る高に非常多く所 ひじやう 謂る愛國者ある者の類に敵國の狂水を飲用す いんぱう へからすと論ずるにも係らうすまた其輸入高 か の減少すへき勢を見お曾て填國の伊を利を侵 しん 畧せるに方りロンバール州の伊人に填國制 やく の巻烟草を拒絶せんか爲め期せずして喫烟を きつぱん 廢止したるにあり佛人にして誠小愛國の心あり まこと らに斯る舉動ふこそ倣ふへきと云ふと佛人の元 なま

も有るを見れば漸次曼製の既具を拒絶するに至れる

伊東屋製

312

酒

酒

來快樂を貪むすほりて自ら制するに能あたはず大抵の佛人
 は皆お一人の此世に生れたるに快樂を得んが
 爲めお一人の事を第一義と心得居る小日耳
 曼製の麥酒は則ち其の快樂を興おこするの頗る大
 なる者おれば到底伊を利人お倣なまふて全く之れ
 を廢止するに出來ざるへし左りとて佛國お
 て同様の飲料を製造せんとするも日耳曼製の
 廉價なるに如くされば之れと競争して勝かちを制
 するに中々の難事おるへし

伊東屋製

目下有名士
 陸軍卿西
 三島工一中
 将ノ素志ナ
 リト

口ツセシ氏非後位説
 國ノ軍心モ已ニ其極點ニ達セリト云ヘシ
 コレハ愛國ノ士官ノ婦ナリト云フ
 甲ツン下ヲ禁シヨリ蓋ニ意欲ノ簡潔ヲ防
 ヲクニ下リ政ニ一士皮カカルノ保母トシ備
 風云フ佛金ニテ人軍人ノ官使ニ外吾人ヲ
 三島下ノ
 九木
 九木
 九木

強吐ノ軍兵果モ及レトス其財源ナク負成ニ
 望子ハ海外ニ赴クニ激費ナク既ニ海外ニ赴ク
 毛士地ヲ購置セざるヲ建シノ資本ナケレハ然
 ヲ盛地ニ移スルヲ求ムニ依リシハ力却ニ貧民ニ
 ハ移付スルノ業ナクテ力合ハズ力ナクモ其業
 本ヲ得ズル止ムノ之又モ幼稚無知反女子ニ於テ
 天ノ福ナレハ再莫スル所海外ニ移住スル者ハ
 李島ニ於テモ實際ニテ用ナシ人物最モ毎ヶレ
 一盛ニ人成リ又海外ニ移住セリト云フ其本
 利自ラ意欲ナク農ノ商業其ニ限ル家ニ下リ可

伊東屋製

9木
 9木
 9木

6流
 和

一行

右ノ流ニ合シ目ノ備ナク下大州ノ輸
 入ノ利ニ及バズ
 右ノ流ニ合シ目ノ備ナク下大州ノ輸
 入ノ利ニ及バズ

49

別行

之ト其例ハ独ニ既知アレニルニヒテ一考計該
 却リテ又テ諸外國ニ後信セシニ該却ノ農業急
 十返家セシハ即テ強壯男子及テ市島ヲ却テ疎
 々者ハ皆老幼羸弱及テ女子也ニ由ルト云フ
 又口スセム所ト云フ右ノ如ク毎年一人物カ死
 存シテハ~~又~~甲ノ人物十~~中~~一人常盜詐欺杯ノ
 要変盛ニ流リタルノ如クテテテテテテテテテテ
 又テ~~又~~吾々人々ノ内行ヲ~~傷~~セ更ニ恐ルヘテ要変
 元之ニ伴フテ流リタルノ如クテテテテテテテテテテ
 却リル所ニ~~おん~~ニ~~ニ~~テテテテテテテテテテテテテテ
 カ多ク海外ニ後信セタルニ付テテテテテテテテテテ
 子ノ如ク大ニ男子~~子~~及テ女子~~既~~婚~~婚~~ニ達
 之ハ~~即~~未ダ良人ヲ得テテテテテテテテテテテテテテ
 之ト云フ~~67~~如
 蓋シニ~~5~~茶共飾ニテテテテテテテテテテテテテテ
 全音力ノ原因結果(此中某)ノ如ク
 人ノ勤勞力ハ食物ニ由テ増減スル者也
 之ニ農民園圃ノ労働力ヲ租税ニテ又ハ其外業
 子減スルハ從テ其全音力ヲ減ス

伊東屋製

9
10

三 人ノ勤勞力ハ希少ニ由テ増減スル也
 然レニ農民困難ノ爲告警スル所ナレバ其生産
 力ヲ減ス
 四 資本ノ生産力ハ多ク其報酬ノ比例スル也
 一也然レニ農民困難ノ爲資本減スレバ其
 生産力ヲ減ス
 五 資本ノ低利及危險ヲ去テ高利及安全ニ就ク
 亦也然レニ農民困難ニ由テ農民困難ノ危險ノ
 實ニ去レバ資本ハ其于他ノ行中益其力之ヲ求
 不
 六 土地ノ生産力ハ肥料ノ施用ニ由テ増減ス
 然レモ然レニ農民困難ノ爲肥料ノ減スレバ
 其生産力ヲ減ス
 七 土地ノ生産力ハ水送管ノ設置ト肥料ノ定
 量ニ由テ増減ス然レモ然レニ農民困難ノ
 爲水送管ノ修繕ヲ怠ラズ又ハ器械不足ノ肥料
 定額ナラザレバ其生産力ヲ減ス
 八 農民困難ノ爲政府ニテ物品ノ不捌トナレバ商
 品ノ其ノ不捌時分ヲ去ラズ不捌時分ノ去
 中丈ハ不生産ノ有様ニ陥ル

伊東屋製

9
お

原山

八 船員不測トレハ工業者人救急金等ヲ減シ
 運送者ハ貨物及旅客ノ運搬ヲ減シ其他ノ者ト
 号乗業前明ト成リ候了請願ノ一部ヲ休止シ
 船員ノ一部ヲ不甲ニシ其他各船ノ器械ノ一部
 毛和生産ノ指標ニ臨ン
 九 又商船ノ乗組工業者ノ職工船舶ノ乗組員
 ヲ短シ船中ノ労働者ノ一部ハ業ヲ失ヒ勸業不登
 意ノ指標ニ臨ン
 十 又商費工業者航海者等ハ其業ヲ縮小シ
 本會ノ一部ヲ剩シ銀行者等ハ貸金ノ途ヲ減シ
 從テ雇費ノ一部ハ不登意ノ指標ニ臨ン
 商工ト農工ト相待ツノ理
 控稅人人民ノ業務ヲ剩シ重稅人人民ノ困難ヲ
 与フトハ東西業者ノ唱送スル所也之ニ又商家
 二業ハサランニハ商工モ自稼輕ク又農工モ
 中ノ人農工困難ノ商工ニ波及スヘイ商工ノ負
 担輕クハ農工ノ餘沃ヲ及スヘイ故ニ一ノ困難
 ハ他ノ餘沃ヲ以テ補フヘイト難ニ困難者ノ餘
 沃ヲ農工ノ少クハ他ノ困難ヲ波及スルハ

伊東屋製

大十^レり^レ故^二物^一ニハ共例^レトナ^レハ^レ此^レヲ詳^二
 示^一ハ^レ一^レハ困難^一ノ由^二テ音力ヲ減^レ僅^二テ音^一
 音^一補^レ充^一ハ^レ解^レ法^一ニ^レテ^レ成^レ立^レク^レ得^レハ^レ此^レ音^一
 小^一生^レ者^一力^一中^二ヲ困難^一者^一ニ^レ由^レテ^レハ^レ是^レ又^レ其^一
 衆^一少^一力^一中^二ヲ困難^一者^一ニ^レ由^レテ^レハ^レ是^レ又^レ其^一
 入^レニ^レ至^レル^レ故^二程^一則^レハ^レ成^レ入^レテ^レ平^一常^一ヲ^レ要^レス^レル^レ也^一
 春^一種^一ニ^レ由^レテ^レ收^レ種^一ヲ^レ異^レニ^レス^レル^レ一^レ
 船^一ノ^レ舊^一種^一ハ^レ佛^一國^一ニ^レテ^レハ^レ加^レリ^レ一^レ即^レ千^一足^一症^一
 病^一ト^レ云^レ初^一ト^レ云^レ已^レ本^一部^一ニ^レテ^レハ^レ細^一麻^一ハ^レ云^レん^レ微^一
 程^一子^一毒^一ニ^レ林^一リ^レ己^レ音^一也^一此^レ毒^一ハ^レ遺^一傳^一ト^レ付^レ染^一ト^レ華^一
 子^一々^一々^一音^一ニ^レテ^レ氏^一真^一ノ^レ遺^一傳^一ヲ^レ受^レケ^レテ^レ卯^一ハ^レ字^一化^一也^一
 不^レレ^レ然^一ス^レニ^レテ^レア^レリ^レ似^一念^一子^一化^一ス^レト^レ云^レハ^レ他^一藥^一ヲ^レ吃^一
 一^レノ^レ急^一力^一ト^レテ^レ交^レテ^レ推^一竊^一ノ^レ中^一ニ^レ音^一然^一ノ^レ也^一併^一
 程^一痛^一ノ^レ音^一ハ^レ訛^一謂^一細^一音^一ト^レナ^レリ^レ他^一ノ^レ音^一然^一ニ^レ付^レ染^一也^一
 今^一ん^レ元^一ノ^レ十^一リ^レナ^レリ^レ一^レ船^一ニ^レ不^レ作^一十^一ん^レハ^レ細^一麻^一ノ^レ也^一
 二^レ作^一久^一阻^一管^一其^一他^一ノ^レ疾^一痛^一ニ^レ依^レテ^レ音^一然^一ノ^レ也^一一^レ元^一ノ^レ也^一
 其^一三^一外^一ノ^レ二^一ハ^レ物^一音^一ノ^レ由^一ニ^レ音^一然^一ノ^レ也^一一^レ元^一ノ^レ也^一
 中^一也^一然^一リ^レ事^一即^一ク^レニ^レ作^一久^一伊^一佛^一ニ^レ於^レテ^レ音^一然^一ノ^レ也^一大^一
 第^一ヲ^レ受^レケ^レレ^レ也^一其^一氏^一細^一音^一ノ^レ由^一ニ^レ音^一然^一ノ^レ也^一一^レ元^一ノ^レ也^一

伊東屋製

29

Handwritten red characters and arrows pointing to the left column of text.

Handwritten red characters and arrows pointing to the right column of text.

馬ハ増質活潑ニ

科馬科

格レ易ク午人運致ナレ

ハ殖着水際ニワ十カヲ得ン

スル其根ノ蔓ンセノ十レ人

和強ヲ製スル際科白ク

楮木ノ下

至レリ

第ニ成ニ解知ニテハ

今白ノ盛大ヲ見ンニ

白馬ニテ着種ヲ製スルニ

一ニ氏午人即六午五午

ヲ仰キテ飼養セシメ

ト云フ其ノ其後日本

我種トナレ楮中捨テ

於テ午八百五十年日

此等見レハ豈ニ為ン

是ノ也ハハ油ノ十分

元尋事ニ候ノ良丁ハ

可也

伊東屋製

Handwritten red scribbles at the top left of the page.

Handwritten red scribbles at the top right of the page.

〇 芳御之増ノ樹ニ厚大ノ坊所ヲ耕スニハ馬ヲ
 用クハ方標取手ノニテ利方ナリ之ニ及テテ
 キ土地ニ牛ヲ用ツルハ遠々ト採取スル
 才土地ニテ農曲折スル所ニテハ存ツリト
 御キテ安昂ニ標等モ甘ん牛ノ以テ適当ナリト
 〇 潮水ト花弁ノ関係
 〇 西班牙ノ某宗士久シク植物学ヲ研究シ遂ニ一
 ノ夏實ヲ見セリ其後標ニ至レハ凡ソ樹木ノ
 枝葉ヲ切ルニ退潮ノ代ヲ以テスルハ樹木ノ根
 幹衰枯スルノ事達ニ至ルトハ氏法ヲ以テ
 樹標ニ試ムルニ其枯ルノ一極ニテ少ナ
 是迄樹標枯凋ノ爲ニ者ヲ傾ケルニセリア
 元ニ三年其大ニ其樹標ヲ増シテ又之ヲ尋常
 ニ試ムルニ之ハ同レク退潮ノ代ニ採取シ葉ヲ
 以テ飼養セシ属ハ其緑色極メテ潔白張淨ニ
 果ニ良果也ト云レ其未ダ其理ノアハ所ヲ知ル
 二日ニテ

伊東屋製

疆

別

何レノ地方ニ在リテ設ケ置ル中ニ長有者ナシ
 付染病ノ常スルナリ
 此ノ疆直トナシ又此病其疆島ノニ限ラズ
 二其疆ヲ捕トナシルニモ一ニ其有時此病ニ感
 染スルナリ
 之ノ且ツ其飼養ニ法高スル外他ノ苦勞勿クハ
 ヤ也乃チ其重穢並ニ蝕蝕ノ隙葉ヲ除キ力ニ
 致腐ト病毒ヲ去リ而テ全所ノ一溶液ヲ用テ
 其色ノ碧翠ヲ退シ兼テ其樹皮ニ無垢子ヲ
 借滅スルナリ所々他葉ヲ用テ洗滌スルヤ也凡ソ
 此病ノ帯化セシ畜房ニハ十ニ一ナリ今ノ茶園東
 洋ヲ絶テ其毒害ヲ避ケルヤ要ス尙ニ此法徴テ
 心極力ノ無垢子ナリテ葉料ニ撒着スルナリ
 今感染ノ合符ノ畜ヲ退滅セリ今ニ至ルニ
 專ラ此無垢子ヲ撲滅スルニ法高ク急カニナリ

伊東屋製

白 子 壺 春

Handwritten red characters, possibly '白子壺春'.

若くは感染ノ実態ヲ踏セントするニハ此徴ノ
 晒子ヲ取リ看査ニ據リ付テ早ク投針ヲ以テ
 其隔膜ヲ破リ毒胚子ヲ摘除スルニ付ハ容易ニ感
 染スヘキ如クシテト云フ (醫田方部)
 西ニ云フニ「白子壺」ハ本邦亦至
 〇リ「漢名白壺」也亦申立本草類聚
 蘇麻病瓜皮又其色白白如白壺蓋此而不朽
 曰疆此病菌類ノ一種ト云フキスハ
 中ノ一者也ト云フニ因テ其スルニ
 也ルヲ看査ノ材ニ俟テ之ノ之ヲ以テ
 三十八ノ其感染途徑其ノ迅速ニハ僅ニ
 三四日間ニ谷宿等死スルニ至ル
 地味ニ通スル投草ヲ知ルハ容易ナ
 投草ノ如何ナルモノカ是ニ地味ニ通スルカ
 知ルニハ地質ヲ察シテ其包含物ヲ分析スルハ
 最も緊要ナルモノトシテト云フ之ヲ踏スル
 ニ多少ノ分析ヲ知ラザルニ至ルニ至
 易クシテハ蘭人亦ト云フナル者ノ説ニ
 力ニ至テテ知ルニ及ハズト云フ一地方

伊東屋製

12/20

葡萄

牧場ト有サニトスルニ當リ其地味ニ適スル牧
 草ヲ知ラシト欲セハ雜草ヲ刈取ラズ秋厚草
 丹ノ枯凋スル中ヲ待テクニ其時ニ當リ最モ後
 ニ枯凋セシ草ヲ記シ置キ牧草中ノ之ニ最モ熟
 也レモノヲ播種スルニ是レ最モ地味ニ適スル
 也ノ也何トナレハ地味ニ適スレハコソ永ク枯
 凋ヲ患レタレハ也是ニ熟セレ即チ何種ノ草
 ナレハ地味ニ適スルニハ明ク力ナリ是モ最モ
 研究ニ及ビ易クナレトナリト
 葡萄ノ栽培方法
 此法ハ偉人アノ一ノ試験ニ力ナリ
 酸味ノ十ハニセルトニ至ニ十ハニセルトノ際
 液一即チ葡萄ノ液液中ニ十ハニ至ルノ際液
 酸ヲ含ム也ノヲ製シ水ニ鏡ヲ以テ液液
 葡萄ノ樹ニ注グナリ其時ノ中ノ酸味ノ實又ハ
 葉ノ落ルカ故ニ葡萄ノ目子ハ勿論之ニ自ラ種
 子得ルカ故ニ葡萄ノ目子ハ勿論之ニ自ラ種
 ノ量ニ太ク行ハヌモノ比スルハ力ニ増
 加ニ酸味ニ亦隨テ減少セリ也此ニ葡萄ノ以

伊東屋製

12お

好

好

好

于製し白ん酒中、二八毫也、銅質ヲ含ム、十ク唯
 々枝葉又ハ綴リ澤等、二甚ク僅少、銅分ヲ存ス
 ン、之也、又硫酸銅ニ石灰ヲ混合シ用ケレ
 小者一帯好採果ヲ得ルニ
 (英子工業雜誌)
 堤防ノ土止
 佛人カニ工氏ハ、巨嬰粟ノ是也、此用ニ供
 効能了ん、若也、此植物ハ生長早ク、又僅ニ
 二週、子モ夕、バ其根能ク土ヲ支ヘ、三四分、月ノ
 後、土ヲ固ン、他ノ植物ノ及、ク亦、唯、ト、此
 ハ、年、枯、ノ、モ、ノ、ナ、レ、ト、一、日、ハ、播、ケ、八、年、々、自、然、ニ
 ハ、下、別、ニ、播、種、及、ハ、ス、ト、云、フ
 鉄子半鍍付カサニ法
 一、分、ヲ、ヒ、シ、ト、一、細、粉、ヲ、油、ニ、下、ト、口、()、ニ、解、
 キ、子、知、ニ、付、テ、用、フ、ン、付、ハ、数、年、ヲ、経、ン、也、也、鍍、付、
 夕、十、十、ニ
 雲中ニ雲田ヲ掘ラレト欲スレハ
 月、中、旬、ニ、竹、林、田、中、十、分、掃、除、シ、清、潔、ニ、シ、肥、壤、

伊東屋製

29お

Handwritten scribbles in blue and red ink.

Handwritten scribbles in red ink.

ニテ上根ヲ西場也其上ニ馬糞ヲ六寸許ノ厚サニ
 布巾又腐敗シタル肥料ニ叔敵ヲ混和シ二尺許
 リ西場に葉草ニテ其周囲ヲ垂密ニシ過氣ヲモラ
 サバウシメ叔敵ノ上而三寸許ノ厚サニ出んヤ
 待テ場取んへシ季中ニ又ハ時取ん美十ん上ニ
 又石時ノ貯暖ヤルへシ(茶藨ノ葉林)

其法ハハニジニ五寸ニオンスト「ムカハニマ
 六寸ニオンストヤル混合ニ又「ハニ」ニ

オンスト「ムカハニ」オンスト「混合ニ」其
 コノ「金」ノ深解んヤ僕ヤ「二」液ヲ合併シ
 蘇布ヲ以テ之ヲ漉シタル後其液ノ中ニ「糖」ヲ紙
 ヲ浸レ引上テ華氏八十度ノ熱ヲ以テ「乾」レ又セ
 ヲテ「ニ」オンスト「木」ヲオンスト「液」中ニ之
 ヲ浸レ後之ヲ「乾」テセムカノ「葉」草糞ヲ取んカ
 ヲス板ニ代用スハ「木」造紙ノ「紙」ヲ得んシ紙ハ
 頗ル「軽」ク「厚」サ「薄」ク「毛」毛「少」シ「二」便利ナリ又「給」
 固ク「乾」レ「雨」んニ「生」糸「通」電ノ「物」也ト云フ

伊東屋製

8
心
心
心

別
行

往昔小在こハ伊達政宗風ハ其封内より産出ス
 馬匹の改良ハ意アリ遂ニ波斯より種馬を輸
 入せんト企てシガ當時交通ノ不便アリし爲メ
 容易ハ其志を果テ不能ハ長日月を經て始メ
 其の輸入し來りし時ハ政宗既ハ死し且つ幕
 府ハ外交禁遏ハ汲たりしを以て之れを封内
 小飼ハ能ハオオハを得オ隣邦南部ハ移して種
 馬ハ用ひたることありト又ハ薩摩藩ハ於ても
 瓜哇より種馬を輸入せしとあり右二國の如き
 ハ外國より種馬を輸入したる程存れハ其の後
 ととも固より種馬を精撰したるハ相違ハ今
 日ハ至るまで名馬を産出ス蓋し偶然ハあり
 ざるホリ
 斯くて英國ハ千七百年代の初ハ官吏をアラビ
 ヤハ派遣して馬匹の種類ハ凡そ六種あり今畧
 スを調査せしメ最初ハ一頭二千ピアストル
 (凡そ我ニ千圓)より二千四百ピアストルを
 費して年々歳々數拾頭の牝牡馬を輸入し先ツ
 英國在來の馬匹を乗用、乗車用、獵用、騎兵

車馬改良ノ設

伊東屋製

8
本

別

用、鞍用、競走用、輜重用、急行馳適用、重
 器械用、農用、貨車用等の種類を區別し其使
 役の目的を立てり而して乗用、乘車用、獵用
 、騎兵用、鞍用、競走用、急行馳適用の種類
 を作るにアラビヤ馬の牡を以て在來の英國
 種の牝馬を交尾せしめて雜種を作り其雜種第
 六回（英國の牝馬アラビヤ種）の牡を交尾して生
 したる牝馬を印し雜種第一回と云ひ此の
 印し又アラビヤ種を交尾して生したるを
 雜種第二回と云ふ斯く回を累ねて漸次改良し
 至るし小至りしものを全良種と爲し更ソローレット小種類
 を立て、益々改良を計り有名なる騎兵保安隊ライフガード
 の如きは現今皆此の全良種を用るに至れり
 佛蘭西、日耳曼等の諸國に於ても數十年前よ
 り英國の全良種を得て種馬と爲して今日全良
 の馬匹を産するに至れりと云ふ左れは英國ハ
 歐洲全良種馬の父國と稱しても不可不るへ
 し之を反しアラビヤに於ては其國力衰頽して
 昔日の馬制畜れたるより今日に至るは矮小の
 馬匹を産するとありたれば英國を以て世界

伊東屋製

80

<p>2</p>	<p>即ち素直人トナシニ 於テ人其地ニシテノ有ニ 歸</p>	<p>1 地而リ己レノ信 薄ニ任セテ一 臣部内自ヲ 加人</p>	<p>第一 Honest lead 五等ノ良 チ工 のイ ル</p>	<p>好まぶるより販路少キが爲め近時ハ既ハ其種 を絶テ コリ</p>	<p>て類有名人シガ米人の愛する程歐洲人の</p>	<p>他の種類とを代り 〜 雑接シテ一種のモルガ</p>	<p>就中米國の急行馬適種の如キハ今日歐洲諸國 其名を轉不セリ又た其競走用種騎兵用種其</p>	<p>至れり</p>	<p>諸國ハ産する馬匹ハ劣らざるものを産するハ</p>	<p>良種と稱するものハ殆んど英國及び濠洲西部</p>	<p>米國ハ於ても近代大ハ馬匹の改良を計リ其全</p>	<p>ヤ種の良馬を出すハ濠洲の西部諸國ナリトす</p>	<p>馬匹の父國と爲すを得ヘシ英國ハ次ニアラビ</p>
----------	--	--	--	--	---------------------------	--------------------------------------	---	------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

Handwritten annotations in red ink, including the character 'e' in a circle and various scribbles. A large red checkmark is drawn over the first column.

伊東屋製

ル8
たじ
木

筑前を農林遠田氏ノ著作法

川取の時期後れたる糶又ハ刈取たる後度々雨
 不濕したる糶は種子とするに適せねば成熟の
 期を見計り成るべく連水刈取り日の荒き櫛
 様の臭よて糶を傷けぬ様お其の穂先より能く
 稔りたる糶を掃落し其の土地の寒暖不従ひ寒
 き土地おれは雪の始めて降る頃、暖かき所お
 れは小寒より大寒の移り目お於て右の糶を一
 斗乃至一斗五升程宛莖お包み泥土の浸込おる
 様お注意して水の清らかお日照よき破底の池

又ハ河おて深き所お浸し置くべし但此種子を
 浸し置くべき池河ハ其水常お流動して新陳代
 謝する所を善とす尤も此便を缺く所ハ日蔭の
 溜水若くは桶、甕の類お浸すも亦可おり前の
 池河お浸し置きたる場合おも種子を苗代お下
 す前十日程の向は莖包の種を三分通り水上お
 出し時々轉倒して空氣お晒すこと必要お水と
 も後の場合特にお溜水浸しの分ハ春暖の候お至
 り四五日間水中より引上げ水を滴し再び水中
 お投し置べし甕桶浸しの分ハ目荒く萱又ハ藁

とう
おく
かめおけいた
めあり
伊東屋製わり

原
下
す
もの
す
と

2
も
と

原
水
中
ふ
ふ

苗代なはしろ 右みぎを土つち圍かこ法はうとは申まをすふり
 ありて其水みづの深ふかき所ところと淺あはき所ところとの
 升ますを混ま合あせ一ひと包つかみと為なして前まへ同おな様さま土つち中なかに埋うめ又
 其その上うへに藁わらか木き葉はを以もつて覆おほひ置おき折おろし水みづを注つぎ
 掛かべし日ひ當あり善よく濕しづ氣けある地ちに圍かこひたる種たねは
 其そのの芽こゝろをよ出だすことと早はやく日ひ當あり惡わるしく濕しづ氣け亦またき
 地ちに圍かこひたる種たねは其そのの芽こゝろをよ出だすことと遲おそきもの
 亦または時とき々々其そのの位ゐ置おきを轉ま動どするは申まをすふ及および
 亦また春はる暖あたたかい候ときによ至いたりおふば折おろし其そのの莖こゝろ包つかみを窺うひ見
 亦また其その芽こゝろの萌もす時ときを見計み計けいひ苗代なはしろ下したすものとす
 又また前まへ法はうの如ごとく撰えらみ取とりたる種たね子こを前まへ同おな様さまの氣き
 水みづとも漏もれ入いり様さま小こ氣き付つ置おきべし右みぎを寒ふせ水みづ漬ひ法はうと
 一ひと二ふた日ひ間ま水みづ中なかに浸ひ置おき之これを引ひ揚あげ濕しづ氣け多おほき砂すな
 勝かちの地ちを撰えらみ深ふかさ一ひと尺せき三さん四し寸すんの穴あなを穿うちて其その中なか
 小こ入いれ其その上うへに四よ五ご寸すん丈ぢやうけ土つちの掛かる位ゐに埋う置おきを
 可よとす右みぎも濕しづひたる砂すな地ちによ敷おき所ところによ第一ちう一ひと
 四よ五ご日ひ間ま寒ふせ水みづに浸ひし種たね粗あら一ひと斗とによ付つき細こき砂すな一ひと
 苗代なはしろ 右みぎを土つち圍かこ法はうとは申まをすふり
 ありて其水みづの深ふかき所ところと淺あはき所ところとの
 升ますを混ま合あせ一ひと包つかみと為なして前まへ同おな様さま土つち中なかに埋うめ又
 其その上うへに藁わらか木き葉はを以もつて覆おほひ置おき折おろし水みづを注つぎ
 掛かべし日ひ當あり善よく濕しづ氣けある地ちに圍かこひたる種たねは
 其そのの芽こゝろをよ出だすことと早はやく日ひ當あり惡わるしく濕しづ氣け亦またき
 地ちに圍かこひたる種たねは其そのの芽こゝろをよ出だすことと遲おそきもの
 亦または時とき々々其そのの位ゐ置おきを轉ま動どするは申まをすふ及および
 亦また春はる暖あたたかい候ときによ至いたりおふば折おろし其そのの莖こゝろ包つかみを窺うひ見
 亦また其その芽こゝろの萌もす時ときを見計み計けいひ苗代なはしろ下したすものとす
 又また前まへ法はうの如ごとく撰えらみ取とりたる種たね子こを前まへ同おな様さまの氣き
 水みづとも漏もれ入いり様さま小こ氣き付つ置おきべし右みぎを寒ふせ水みづ漬ひ法はうと
 一ひと二ふた日ひ間ま水みづ中なかに浸ひ置おき之これを引ひ揚あげ濕しづ氣け多おほき砂すな
 勝かちの地ちを撰えらみ深ふかさ一ひと尺せき三さん四し寸すんの穴あなを穿うちて其その中なか
 小こ入いれ其その上うへに四よ五ご寸すん丈ぢやうけ土つちの掛かる位ゐに埋う置おきを
 可よとす右みぎも濕しづひたる砂すな地ちによ敷おき所ところによ第一ちう一ひと
 四よ五ご日ひ間ま寒ふせ水みづに浸ひし種たね粗あら一ひと斗とによ付つき細こき砂すな一ひと

伊東屋製

~~鳥卵保存法~~

~~鳥卵保存法~~

鳥卵保存法

六枚目裏

● 鶏卵保存の方法

一方あり紙の切屑、穀類の俵、木炭の粉、灰、小麦の粉、石灰水、撒里、矢兒散、硅酸剝、篤亞斯、蠟、ハラヒン油、麻油、格羅實鈣等、ハ皆ホ空気の鶏卵を侵入するを防ぐの効あり

就中最も實際に適するは石灰水あり其仕方ハ底の尖形状ある粗製の壺の中子鶏卵を入れ石灰凡そ二百六十古匁と十倍の水より成れる石灰水を注ぎ掛け蓋を蔽ふて土窖の中子貯へ置

く小在り左すれば壺中の水面は空気中の酸素小觸れて炭酸鹽石灰の外皮を形造り鶏卵を取り出す時までは外皮の破るゝと至し佛國巴理府にお於て此法より石灰水貯へ置きたる鶏卵を秋の末より春の初まけて賣り出したる高い實小夥しき高東るよし農商工公報小見也

伊東屋製

Handwritten mark in the top left corner.

Large handwritten characters in red ink at the top center.

以予耕作之書、別の二肥種、要するに、
 家畜飼養法
 力強果、二テハ、一雄、二雌、十五、強、力、至、二、
 二、ハ、テ、ト、ス、若、二、一、群、一、雌、中、二、雄、二、
 教、ワ、中、ハ、雄、鶏、ハ、雌、鶏、保、育、中、發、二、他、ノ、
 尾、ス、ル、ヲ、見、了、思、フ、間、年、ハ、若、起、レ、五、二、
 一、ノ、ミ、十、ヲ、ス、雌、ヲ、又、驚、愕、ノ、為、ニ、青、卵、ヲ、
 下、分、三、二、四、七、下、ク、雄、二、一、群、一、雌、中、二、
 一、ノ、ミ、十、ヲ、ス、雌、ヲ、又、驚、愕、ノ、為、ニ、青、卵、ヲ、
 下、分、三、二、四、七、下、ク、雄、二、一、群、一、雌、中、二、

物、身、ノ、有、機、物、力、の、考、ニ、沈、慮、ス、ル、ヲ、以、テ、魚、ノ、飼、
 料、充、分、ニ、ス、ル、事、ニ、對、シ、テ、專、門、ニ、シ、テ、地、層、ヲ、作、ル、
 地、層、ヲ、作、ル、魚、類、ヲ、養、フ、ニ、ハ、水、藻、類、ノ、種、ヲ、下、
 ス、テ、魚、ノ、盡、ク、魚、ハ、中、ノ、酸、素、ヲ、吸、ク、炭、素、ヲ、吐、
 出、ス、藻、ハ、炭、素、ヲ、吸、ク、其、吐、ク、所、炭、素、ハ、酸、素、ヲ、脚、
 質、ニ、變、ジ、テ、水、藻、ヲ、得、テ、食、料、ニ、為、ス、ニ、草、十、ハ、
 自、ラ、土、地、ノ、肥、種、ト、ス、ル、(第一) 地、層、ヲ、作、ル、
 他、ノ、種、ヲ、養、フ、受、ル、効、果、自、然、ニ、得、ル、ノ、効、
 リ、(第二) 已、ニ、地、層、ト、ナ、リ、タ、ル、飼、育、乾、固、
 圃、ト、ナ、サ、ル、第、二、テ、所、ノ、肥、種、ヲ、看、ル、ニ、

伊東屋製

極

6

英人西布素ハ
手製、當昔之
難人、人ナカ
ク、好ハ、所
隨、已、手、製、カ
三、年、留、ニ、在、花
也、シ、ト、云、ク、欲
有、形、状、ヲ、要
ス、ニ、ハ、會、ニ、云
合、カ、ア、ル、ト、云
ク、ハ、ト、云、ク、

三
字
下

大
手
製
カ
ア
ル
ト
云
ク
ハ
ト
云
ク

別
行

花工カ極、子鮮紅ノ牡丹ヲ得、ト欲、之、申、ハ
 先、ソ、初、年、之、於、子、紅、色、ノ、牡丹、極、十、百、株、ノ、中、多、ク
 紅、色、ノ、稀、薄、ナ、ハ、陰、中、稀、野、鮮、紅、ノ、毛、ノ、ヲ、播、キ
 之、ヲ、播、養、メ、且、種、子、ヲ、附、シ、聖、年、之、至、テ、之、ヲ、播、布
 ス、ル、中、ハ、概、大、ニ、鮮、紅、ノ、毛、ノ、ヲ、得、ハ、シ、ル、也
 其、中、之、凡、三、等、善、ク、ル、ヲ、收、テ、其、中、多、ク、鮮、紅、ノ、若
 子、播、キ、其、善、ニ、其、種、子、ヲ、附、シ、之、ヲ、聖、年、之、於、播
 布、也、ハ、鮮、紅、ノ、善、年、多、ク、大、ニ、得、ル、ハ、之、也、ノ、如、ク、ス
 也、又、牧、人、カ、毛、ノ、極、メ、テ、柔、軟、ナ、ル、事、ヲ、得、ト、欲
 也、ニ、申、ハ、數、千、百、頭、ノ、羊、ノ、中、之、於、テ、毛、ノ、強、軟、ナ
 ル、毛、ノ、ハ、善、ク、之、ヲ、除、去、シ、柔、軟、ナ、者、ノ、ヲ、採、蓄
 乙、此、ノ、如、ク、メ、取、去、テ、柔、軟、ナ、者、ノ、ハ、極、メ、テ、柔、軟
 一、年、ヲ、得、ル、ニ、至、ル、ト、云、ク、外、ハ、
 固、ニ、云、ク、牛、馬、カ、脚、爪、毛、并、
 外、テ、三、廿、年、ナ、リ

伊東屋製

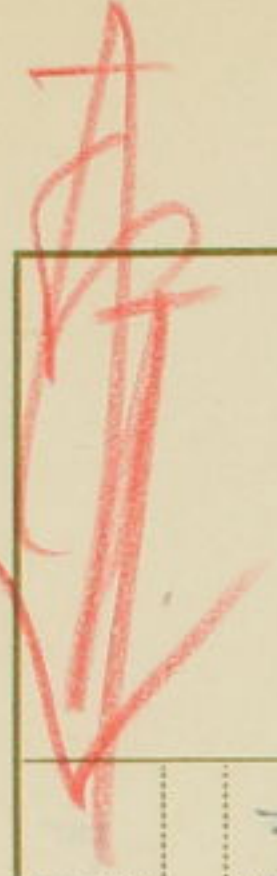
Handwritten red scribbles on the left margin.

Handwritten red scribbles on the right margin.

此部ノ國ニ音々ハ海路ノ印毛、
 三人持体申ニ也其一位ヲ合ハ
 時ニ早ク度量ニ宜ク申ニ注
 二階ノ居ル程ノ難キ程ノ補
 ルカ此物殊ハ他ノ物ニ異ナ
 り去リ乍ラ此物ハ尋常ノ物
 ノ位ニ居ラサルノ難キ程ノ
 力重スル程液ノ力ニ一且
 其質柔軟トナリ大約一
 十ニ下十ニ力其質甚ク美
 凡ニト兼測ニ難キ程也海
 ハ其美乗下ニ柔軟ナリ
 一ニ付下ノ最モ著ク下
 二日方四ノ三寸ニス
 十ニ階ノ完ニハク三回
 ノ量ニ之ヲ水ヲ中玉ニ
 下ノハク西ノ中ニ密
 其後其ノ上被ヲ満クニ是

伊東屋製

941



4

4

保濟藥彩法

植桑ノ葉ヲ食ヒテ生植スル清良類ハ甘葉ト云
 ヲ曰フスルモノアリ例ハ人稱患辛患苦長ノ如
 才是レナリ又枯葉ト曰色ノモノ劣アリ又地
 二穴ヲ穿テ信ノ在ノアリコレ土色也魚類ニ至
 リテモ并ニ魚ノ甘ニナリ例ハ人沙魚比魚ノ如
 式ハ沙石ト色ヲ同フス魚類ニ至ルニ北米ノ
 沙地及方ニテ智ハ蛇、蟻、其他類ノ如ナ
 畜養ノ沙色ナリ甘ニナレト又鼠蟻ノ如ク
 強クスル者ハ暗色ヲ帯ビ兩極地方ノ鱈ハ白キ
 下等ノ如クト然ルニ印支那ニ極々老獅ノ類
 ハ其色甚宜錯雜シ其林中ニ在ル者多遠見セハ
 強クト木葉ノ如ク疑ハレタリト是レ
 自然陰法ニ最モ其由也ノ是類ノ適合也
 毛ノ、生衣セシノ如クトナレハ其類ノ葉色
 土色ト色ヲ同フスルニ致シハ其類ノ月ヲ若
 不ハキリテ死テ其力レ種類ヲ甚多ニ増ヤ
 合フスルヲ得ルニ最モ其類ノ月ニ入り易カ
 二ハ速力ニ之力ニ最モ其類ノ月ニ入り易カ
 十リ終ラズ
 伊東屋製

伊東屋製

中ノ人白日ノ筒形等ノ皮ニ着着スル虫類
 午アノ是レハ人ノ髪毛葉福毛ヲ以テ成リ其斑
 文ハ正クハ乱レズ又其形毛無形ニ限リ十
 二ト号毛枯木ノ皮毛ニ類似スルヲ以テ之ヲ尺
 ヲ距レハ其貴ヨリ皮ヲシテ種ニト乗別ス可ク
 甘ん也ト又類似ノ一例ハア又ク、ヲト
 (鼠ノ一種)也ヲイフ也ハ氏人鼠ノ之ヲ土
 ト類シテアリト又魚ニ毛皮更アリハイ
 74 (鰻魚)ノ赤ヲ鱗状ノ毛ノアリテ其皮
 可ク海草ニ附ケ居ルモノナカ其魚ト海草

伊東屋製

類例法

虫類ノ人ノ赤緑ノ如ク其ノ葉ノナニ毛アリ然ル
 ニ是等ノ毛毒アリ或ハ臭氣ヲ散ル以テ能ク其

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん
 類例法トナリ種ノ葉ニ著着スルヲ得ん

2

6
5
4
3
2
1

蓋し子なり
不平心遠慮
畏怖、執支
毛弟二二入
ナラシ

白刃除治ノ障害

マシキス民之ヲニ合中第一ヲ急候トス
 敵軍ノ等之ニ屬ス衣倉徒ノ缺乏飢饉
 廢等皆并一部内ニテ之ヲ通稱障害トス
 二人何様障碍ニ第一ノ如ク昔シカラザレ
 其障害之レヤ之ニ譲ラヌ即チ障礙ノ如ク是テ
 リ是ノ為ニ人歎慕強ノ減損セラル一ノ人急
 可チ也也皆費人ハ怯弱の者ヲ或ハ殺レ
 多人ノ如ク或ハ危難者ヲ山壁ニ餓死セシ
 八トクノトト人ノ如クテクテ強者ノ之を急
 人ノ如ク或ハ危險ノ法ニ遊ス也之レノ民ハ
 貧人ノ為ニ高ク作テ舍テ不具者ノ為ニ病
 院ヲ建テ治テ百般ノ夏初ハ良薬ヲ醫テ
 解途精巧トナリ此等ノ毒也其子孫ヲ遺ス
 除治法ニ員ス甚々下チハ之ニ又自除治
 法ヲ會スルモ一最モ著明モハハハ
 兵制除治法是也此法用時國ノ通ク用テ
 壯健屋強ノ少年ヲ選シテ兵使ニ任事セシ
 八モノナリ此ノ如ク強健ノ少年ヲ如選シ

三ノ二ニ弱
 杜撰ヲ著述セシ
 八モノナリ此ノ如ク強健ノ少年ヲ如選シ

三冊

副

伊東屋製

Handwritten red scribble

9
Handwritten red scribble

無段之堪へせん程ノ者也其遺付ノ子孫之由
 不十明ナリ之次ノ障者ヲ貨財遺者ノ類トス
 公平親分ノ下ハ云フ可ク又行フ可ク人會ハ
 其才~~徳~~ニ~~實~~ル~~也~~ニ~~非~~ル~~也~~内地ノ如キ尤モ
 之ニカク有スルモノ~~ニ~~人ノ出生ノ貴賤ノお
 二大十ん幸不幸アルナリ富者ハ流レ体
 便心性ヲ害ヒ之ヲ子孫ニ傳フト是故世人ノ過
 望スルノ地位ノ之~~ニ~~アリ遺者ノ世亦~~可~~ク
 廿心也星ナクニハ材ヲ積ム餘ハス材ナク~~業~~
 ヲ~~業~~ハサレハナリ今人口ハ命ニ~~強~~ル~~也~~
 價ハ日ニ騰貴ニ~~計~~意~~ス~~困難ヲ見ルニ至キハ
 富者ニ~~憂~~情~~ナ~~ルモノニ~~非~~ズ~~ル~~ハ世~~ノ~~由
 ナ計ヲサレ~~可~~ク~~也~~而~~テ~~富者~~ノ~~争~~ニ~~勝~~ツ~~者~~未~~タ
 ナスレ~~モ~~善~~ク~~ナ~~ル~~ス~~也~~ハ~~世~~ヲ~~以~~テ~~テ~~ん~~也~~
 服従者~~亦~~不~~仁~~虚~~妄~~欺~~騙~~ノ如ク是ナリ~~也~~其~~術~~
 計~~ニ~~臨~~ム~~者ハ~~正~~直~~者~~ナリ~~也~~優~~者~~ノ~~劣~~者~~ヲ~~壓~~ス~~ル
 解~~ス~~ヘ~~ル~~也~~ノ~~如~~ク~~劣~~者~~ノ~~優~~者~~ニ~~勝~~ツ~~ル~~也~~
 足~~ル~~金~~錢~~ノ~~自~~在~~險~~者~~ヲ~~害~~ス~~ル~~也~~其~~事~~々~~レ~~ト~~云~~フ~~ヘ~~
 己~~レ~~如~~ク~~捨~~テ~~可~~ク~~ナ~~ル~~人~~ノ~~障~~害~~アリ~~人~~種~~ヲ~~改~~メ~~
 言~~ス~~ル~~ノ~~難~~キ~~ハ~~云~~フ~~迄~~モ~~ナ~~ク~~人~~種~~今~~日~~ノ~~状~~況~~
 然~~レ~~テ~~存~~存~~ス~~ル~~ノ~~難~~キ~~哉

ルビ
7條
子
木
の
類
也

居る時 の有様と おの 其間 お左 して 著る しき 相	き あり 左 れ 其 の 睡 む り 居 る 時 の 有 様 と 覺 め	睡 して 十分 お 之 を 休 息 せ し む る 程 の 必 要 も 亦	極 め て 少 き 故 固 より 他 の 諸 動 物 の 如 く 熟	或 人 の 説 お 據 る お 魚 類 の 如 き 劣 等 動 物 の 腦 漿	か ち 夜 中 お の み 限 る も の お あ ら す と 云 へ り 又	を 常 と す れ 若 魚 類 お 至 て は 其 の 睡 眠 時 を い 強	睡 む る と 亦 し 又 陸 地 の 動 物 の 皆 亦 夜 中 お 睡 む る	鮭 鱒 、 鮭 の 類 は 時 々 休 息 す る の み お て 曾 て	皆 亦 陸 地 の 動 物 の 如 く 時 を 定 め て 睡 り 金 魚 、	魚 、 鱒 魚 の 類 海 魚 お て い 鱧 、 沙 魚 、 鱸 の 類 の	せ し 所 お 據 る お 河 魚 お て い 鮒 、 鯉 、 鯽 魚 、 完	を 唱 ふ る と 亦 る お 曾 て 英 國 の コ ー ツ 氏 が 實 験	年 前 お 説 け る 所 お て 近 世 の 學 者 も 亦 數 々 此 説	東 り と い 有 名 お る ア リ ス ト ト ル の 二 千 有 餘	魚 類 も 亦 た 陸 地 の 諸 動 物 の 如 く 睡 眠 す る もの	魚 類 も 亦 た 睡 眠 す る もの	訓 事 功 五 十 三 改 日
--	---	--	--	--	--	--	---	---	--	--	--	--	--	---	--	---	--------------------------------------

いちご
伊東屋製さう

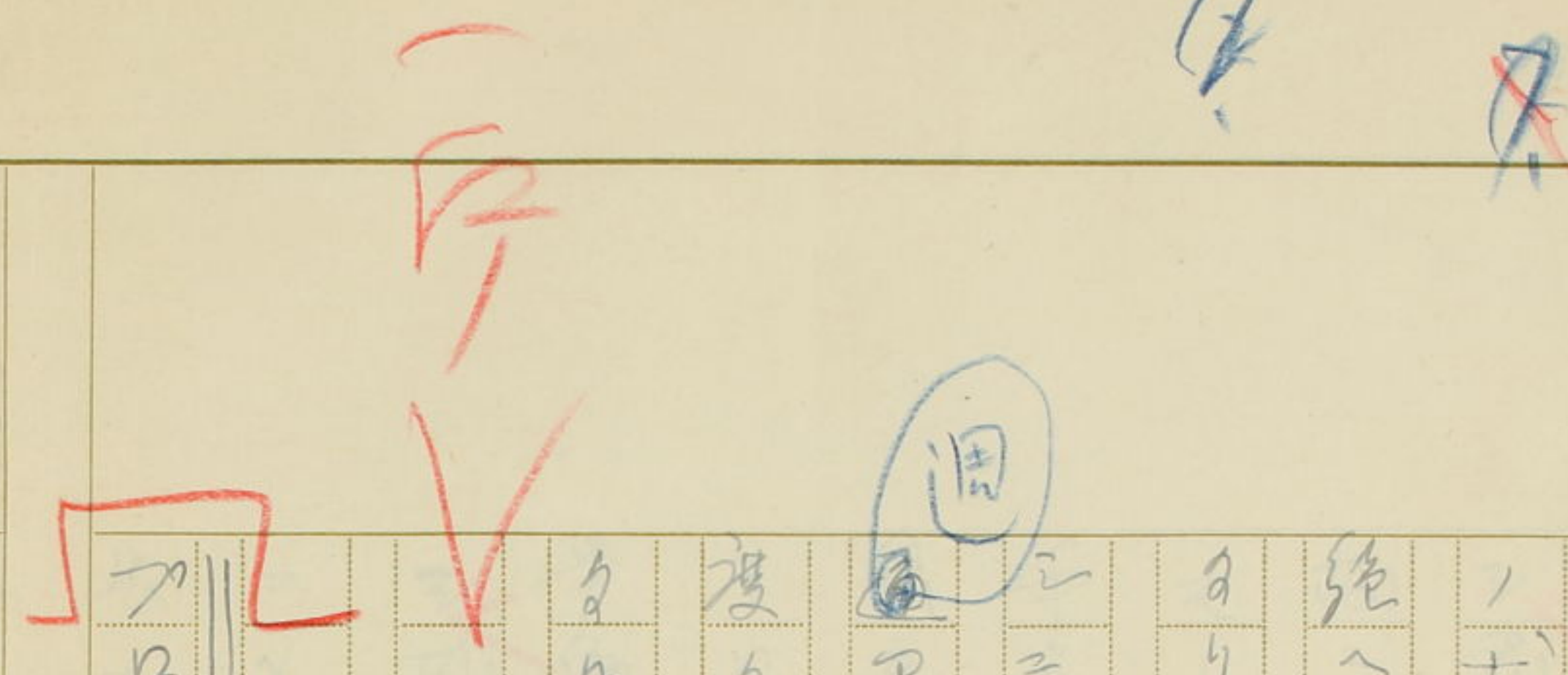
Handwritten red notes at the top of the page, including a circled '9' and other characters.

歎歎カ能食部ノ胃中ニ停帯ニ至ルハ塵土泥
 ヲ引ヒテ吐浮初トニ熱病ニ罹ルハ食物ヲ食
 限ニ割ニテ毒部ヲ治サズ暗ク又丸運リニテ所
 ニ在テ水ヲノ之或ハ之ニ流スル等ノ行ヲ爲ス
 下漏例ナルカ中ニ就テ大ハ其ニ食慾ヲ失ヒタ
 ルハ犬草ト稱スル草ヲ食テ吐浮初トニ罹
 毛和草ヲ食ニ羊及牝牛ノ病ニ罹リタル疾モ亦
 然リ或ハ歎歎ハ久シクナリウマチスニ事ナ
 レハ甲走ヲ遊クンヲ常トスル加ニニ整病ニ
 帝釋ニルハ悦モ人難ノ守障ニ只傷者ヲ厚送
 不ハ車ヲ備フルト内様ナル仕廻アリテ申ニ今
 勇アルハ他ノ蟻豆ニ素子ニテ介抱ニ己カ口
 日ハ合汝スル液ヲ以テ負傷者ノ傷口ヲ敷テ重
 非利加内他ニ看ルンニシハニシ一ハ若ニ
 莫傷スルハ其傷口ニ手ヲ置テ或ハ木葉草葉
 ニテ之ヲ敷ヒ以テ出血ヲ防テ又手足ヲ傷ケタ
 ルハ自ラ割ヲ以テ之ヲ切斷セバ或ハ人ハ一足

Handwritten red notes on the right side of the page, including the characters '郵部' and '瘡治法'.

伊東屋製

一、大いなる蛇に刺されたりは其大いなる
 絶へず水流に流されたりは其大いなる
 日りに云ふ又一種大いなる蛇に刺されたりは
 二、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 三、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 四、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 五、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 六、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 七、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 八、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 九、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十一、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十二、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十三、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十四、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十五、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十六、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十七、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十八、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 十九、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは
 二十、水中に沈み居る者其大いなる蛇に刺されたりは



伊東屋製

5 | 6 | 7

星

物八時

